

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和6年3月5日（第1日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和6年平泉町議会定例会3月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに、議長から諸般の報告を行います。

諸報告2ページをお開き願います。

本定例会3月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

3ページをお開き願います。

令和5年に採択された請願・陳情の処理の経過及び結果の報告について町長から報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

5ページをお開き願います。

監査委員から、令和5年11月分から令和6年1月分までの現金出納検査の結果について及び令和5年度11月定期監査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

45ページをお開き願います。

次に、本定例会3月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

46ページをお開き願います。

報告事項については、お手元に配付しておりますのでご了承願います。

なお、閉会中の報告事項の中で、去る2月16日に開催されました岩手県町村議会議長会定期総会の席上におきまして、全国町村議会議長会表彰の伝達式が行われ、議員在職27年以上の功労のあった方として、佐藤孝悟議員並びに千葉勝男議員が自治功労者表彰を受賞しておりますことをご報告いたします。

また、岩手県町村議会議長会表彰の伝達式が行われ、議員在職11年以上の功労のあった方として、本町の升沢博子議員が自治功労者表彰を受賞しておりますことを報告いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、一部事務組合等議会議員からの報告を行います。

広域連合議会議員からの報告を行います。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

1 番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

1 番、大友仁子です。

それでは、諸報告の49ページをお開き願います。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会につきまして、その概要を次のとおり報告いたします。

令和6年3月5日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員、大友仁子。

50ページお開きください。

令和6年2月19日午後1時45分より、岩手県自治会館におきまして、岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。

51ページをお開きください。

議案第1号、岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び岩手県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

国及び県の状況等を勘案し、一般職の職員の給料月額及び手当の額の改定等をするほか、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給しようとするもので、原案のとおり可決されました。

次に、57ページをお開きください。

議案第2号、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、令和6年度及び令和7年度の保険料率を定めるほか、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、保険料の賦課限度額を定める等、所要の規定の整備をしようとするもので、原案のとおり可決されました。

次に、59ページをお開きください。

議案第3号、岩手県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について。

現行計画の計画期間満了に伴い、広域事務を総合的かつ計画的に行うことについて、広域連合を組織する県内市町村が行う事務並びに広域計画期間について新たに定めようとするもので、原案のとおり可決されました。

次に、85ページをお開きください。

議案第4号、令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億390万4,000円となり、原案のとおり可決されました。

補正予算の事項別明細書につきましては89ページから99ページでございますので、お目通し願います。

次に、101ページをお開きください。

議案第5号、令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億4,183万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ1,661億8,367万5,000円となり、原案のとおり可決されました。

補正予算の事項別明細書につきましては105ページから121ページでございますので、お目通し願います。

次に、123ページをお開きください。

議案第6号、令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,790万3,000円となり、原案のとおり可決されました。

一般会計予算の事項別明細書につきましては127ページから141ページでございますので、お目通し願います。

次に、143ページをお開きください。

議案第7号、令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,678億8,793万円となり、原案のとおり可決されました。

なお、特別会計予算の事項別明細書につきましては149ページから177ページでございますので、お目通し願います。

以上、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

議長（高橋拓生君）

以上で岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

これで一部事務組合等議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を行います。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、行政報告をさせていただきます。

12月16日から12月21日、平泉町町民号第2弾とともに、児童生徒交流事業が東京都小笠原村を中心に開催させていただいたところであります。

1月1日になります。磐井清水若水送りが開催されております。

そして、1月4日、仕事始め式。

そして、1月5日、平泉町新年交賀会が開催されております。

1月7日になりますが、平泉町成人式が開催させていただいております。

1月8日、中尊寺金盃抜き。

1月15日から16日、いわて立地企業のつどい2024 in名古屋及び企業訪問をさせていただいたところあります。

1月20日、毛越寺常行堂二十日夜祭が開催されております。

1月24日、能登半島地震の被災地支援に係る派遣職員の出発式を開催させていただいたところあります。

1月26日、平泉町総合教育会議が開催されております。

1月28日、文化財防火訓練・消防出初式が開催されております。

1月31日、平泉町消友会の総会が開催されております。

2月3日、中尊寺大節分会が開催しております。

2月11日、平泉地区建国記念の日奉祝行事が開催されております。

2月19日になりますが、両磐保健医療圏の地域医療を守る懇談会が開催されております。

裏面になりますが、2月22日、能登半島地震の被災地支援に係る派遣職員の出発式を開催させていただいたところであります。

2月23日になりますが、自衛隊入隊・入校予定者激励会が開催されております。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

以上で町長からの行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに日程に入ります。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番、高橋伸二議員及び9番、佐藤孝悟議員を指名いたします。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会3月会議の会議期間は、本日から3月14日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から3月14日までの10日間に決定いたしました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

---

議長（高橋拓生君）

日程第3、令和6年度町長施政方針演述を行います。

町長、登壇願います。

青木町長。

町長（青木幸保君）

施政方針演述に入ります前に、令和6年2月8日に開催されました令和5年度全国町村議会議長会自治功労表彰を受けられました佐藤孝悟議員、千葉勝男議員、栄えある受賞誠にありがとうございます。心からお祝いを申し上げます。

と同時に、令和6年2月16日に開催されました令和5年度岩手県町村議長会第75回定期総会において自治功労表彰を受けられました升沢博子議員に対しまして、心よりお祝いを申し上げます。

それでは、施政方針演述に入らせていただきます。

令和6年平泉町議会定例会3月会議の開催に当たりまして、令和6年度の町政運営の基本方針及び重点的に行う施策について、所信の一端を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症はいまだ終息に至ってはおりませんが、5類感染症に移行されたことにより、住民生活や経済活動が平常を取り戻しつつあり、ようやく先行きに明るさが感じられるようになってまいりました。

一方で、物価高騰対策や自然災害対策など、住民生活や経済活動における安全・安心の確保がこれまで以上に強く求められております。

また、能登半島地震の被災地では、多くの皆さんが避難生活等を余儀なくされておりますので、本町においても、岩手県や県内市町村とともに被災地へ継続して職員を派遣するなど、中長期的な支援に努めてまいります。

このような中、平泉町は議会とともに両輪となって町民のいのちと暮らしを守り、町民の声が町政に響くまちづくりを推進してまいります。

令和6年度の予算編成につきましては、一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算の総額は75億430万余となっております。このうち一般会計予算につきましては、対前年度比7.0%増の50億9,900万円といたしました。

歳入面につきましては、国庫支出金、県支出金、諸収入が増となる一方、地方特例交付金、財産収入が減となる見込みであり、地方債の発行に加え、財政調整基金及びその他の主要基金を一部取り崩して、必要な財源を確保したところであります。

歳出面につきましては、次世代育成支援対策の推進、産業振興・雇用対策、移住・定住化対策のほか、各種予防接種・検診や町単独医療費助成事業、結婚・出産に対する支援制度の継続、教育環境の整備等、子育てに優しい住みやすい環境づくりに重点を置き、予算配分を行いました。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計において、被保険者の減少と賦課方式の変更に伴い、対前年度比2.2%減の7億9,710万円といたしました。企業会計につきましては、水道事業会計において、3条予算で対前年度比0.3%増の2億9,329万円余、4条予算では管路の更新計

画の見直しに伴い、対前年度比47.5%増の5億6,552万余といたしました。

令和6年度は、第6次平泉町総合計画の4年目となります。限られた予算ではありますが、町の将来像「輝きつむぐ理想郷」の実現に向けて、事業の重点化を図り予算編成に配慮したところでもあります。

次に、第6次平泉町総合計画に掲げる基本施策において、令和6年度に重点的に行う施策について申し述べます。

移住・定住の推進。

若者の定住やUターン・移住の推進につきましては、子育て環境の充実や結婚から子育て期までの経済的支援を継続するとともに、若者・移住者空き家住まい支援事業費補助金等により、子育て世代の定住と移住に向けた支援に取り組んでまいります。

地域おこし協力隊につきましては、配置人数を増やして、町の課題解決と将来的な移住につながるよう支援してまいります。また、移住や起業につながっているスパルタキャンプを継続して実施し、関係人口の創出、拡大を図ってまいります。

町民参加のまちづくりの推進。

町民総参加のまちづくりにつきましては、多くの町民が意見等をまちづくりに反映し、主体的にまちづくりに参加できるよう、様々な機会を通じて意見聴取に努め、直接対話を通じて町民と行政の意思疎通に努めてまいります。

また、まちづくりの重要な担い手となる町民団体等の自主的な活動を促進するため、協働のまちづくり交付金による支援を行うほか、地域の課題につきましては、行政区地域課題対応事業等により、役場と町民が一体となって課題解決に取り組んでまいります。

町政への関心を高める情報発信につきましては、町民が分かりやすく、より身近に情報が入手できるよう町のホームページをリニューアルするとともに、町公式LINEの運用を開始してまいります。

保育・子育て支援の充実。

子育て支援につきましては、4月から新たに子育て支援課を設置し、併せて、課内にこども家庭センターを設置して、母子保健と児童福祉に係る事業を一体的に推進するとともに、妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援に向けて、子どもの心身の健康、発育に関する子育て相談や情報提供等、柔軟に対応できる体制を整備するなど、子育て支援の充実を図ってまいります。

保育の充実につきましては、子育て家庭の就労状況や生活実態を踏まえた、多様な保育ニーズに対応できる環境づくりに努めるとともに、支援を要する児童に対しては、利用者ニーズに応じた保育の充実を図り、在宅の子育て家庭に対しては、子育て支援センターにおける親子向け行事の提供や一時預かり事業等により支援してまいります。

また、子育て世帯への経済的負担を軽減し、子育てを応援していくため、ひとり親家庭の保育料軽減、第2子以降の保育料無償化、在宅育児支援金等の給付及び幼児教育の無償化、18歳までの医療費の無料化及び出産祝金制度を継続して実施してまいります。

あわせて、国が進める新設事業である子育て世帯訪問支援事業や、拡充事業である子育て短期

支援事業、一時預かり事業についても、年度内の事業開始に向けて検討してまいります。

放課後児童健全育成につきましては、児童クラブの運営環境の整備を図るとともに、学校や地域との連携を深めながら、放課後における児童の安全で安心な活動を支援してまいります。

地域福祉の充実。

地域福祉につきましては、物価高騰による低所得世帯・子育て世帯への影響、さらに、社会構造の変化による現代社会の課題や高齢化社会の進展による一人暮らし高齢者世帯への対応など、複雑化・多様化してきている地域における福祉課題に対して、民生委員・児童委員をはじめ、各団体との連携活動を通して、地域における見守りやつながりに向けた支援を図るとともに、国の総合経済対策を踏まえて、低所得者への経済的支援を継続的に行ってまいります。

また、社会福祉協議会との連携強化を図りながら、地域の団体・組織と協働して地域の課題の把握に努め、地域での支え合いの意識の醸成と福祉への理解を深めながら、共に支え合うまちづくりに向けて各種施策を推進してまいります。

健康福祉交流館につきましては、地域福祉活動の拠点施設として、町民相互の交流の場、健康増進の場としてのさらなる利活用に向けて、施設活性化調査報告をもとに、運営面での効率化への検証を行い、経営の健全化を図るとともに、施設内の設備機能向上に向けた整備検討を進めてまいります。

高齢者福祉の充実。

高齢者福祉につきましては、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域において自分らしい生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援のサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムを深化しながら推進してまいります。

介護予防につきましては、地域住民主体による「平泉いきいき百歳体操」への継続的な支援や各種介護予防施策を推進するとともに、令和6年度から75歳以上の後期高齢者を対象に、疾病予防・重症化予防・フレイル予防等を行う「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に新たに取り組み、高齢者のいきがづくりと健康寿命の延伸を図ってまいります。

在宅介護支援につきましては、家族介護手当やタクシー料金の助成、住宅改修補助等を引き続き実施し、在宅での自立した暮らしを可能な限り継続できるよう支援してまいります。また、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する知識の普及啓発や認知症高齢者の早期発見、早期対応に向けた関係機関との連携強化を図ってまいります。

障がい者福祉の充実。

障がい者福祉につきましては、町民誰もが住み慣れた地域で、その人らしく暮らしていけるよう、日常的な相談から保健・医療・福祉サービスの提供、住まいや就労の場の確保など、地域生活への支援体制を一関地区障害者地域自立支援協議会と連携しながら推進してまいります。

また、関係機関やサービス事業所と連携し、障がいの特性を踏まえたきめ細やかなサービスを提供するとともに、介護者や家族の負担を軽減するため、日中一時支援事業や移動支援事業を継続して実施してまいります。

さらに、障がいのある方もない方も、互いに尊重し合う共生社会の実現に向けて、障がいへの

理解促進のための研修会や啓発事業の取り組みを継続してまいります。

保健・医療の充実。

保健事業につきましては、重点項目を「がん」と「循環器病（脳血管疾患、心疾患）」と定め、各種がん検診、特定健康診査、健康教室、健康相談事業を通し、健康の保持増進や個人に合わせた支援を図ってまいります。

母子保健の充実につきましては、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、一人ひとりに寄り添った相談や出産・子育て応援交付金などによる経済的支援を行うとともに、産後の育児不安等に対する産後ケア事業や各種子育て支援教室などを継続して実施し、母子の健康と子育てを支援してまいります。

乳幼児期における発達支援につきましては、関係機関と連携しながら、相談体制や保護者支援に取り組んでまいります。また、親子間の関係性の構築を目的としたペアレントトレーニング事業の拡充を図るとともに、新たに5歳児健康診査の実施に向けて準備を進めてまいります。

不妊に悩む夫婦への支援につきましては、不妊治療費助成事業を引き続き実施し、経済的負担の軽減を図ってまいります。

医療対策につきましては、一関市医師会等の協力を得ながら、在宅当番医制事業、夜間救急医療対策事業、二次救急医療事業により、広域での地域医療提供体制を維持してまいります。また、地域医療提供体制を支えていくため、適切な受診行動について普及啓発を行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、感染症法上の5類感染症に移行されましたが、感染症の動向を注視しつつ、基本的な感染防止対策を講じるとともに、新型コロナワクチン接種につきましても、国や県の動向を注視しながら、一関市医師会、近隣自治体と連携を図り、適切に接種ができるよう体制を整えてまいります。

国民健康保険事業につきましては、財政運営主体である岩手県と連携し、第3期岩手県国民健康保険運営方針において、将来的な県内保険税統一が示されたことから、本町においても保険税統一化に向けて、賦課方式を4方式から3方式へ変更する税率改正を令和9年度まで段階的に進めてまいります。

なお、税率改正による被保険者への急激な税負担を緩和するため、財政調整基金を活用しながら、適切な事業運営を推進してまいります。

また、主な健康課題となる高血圧や糖尿病等の生活習慣病予防への取り組みとして、特定健診の日数拡大や多様な受診機会の提供により、受診率の向上及び個別指導など、保健事業の効果的な実施を図り、被保険者の健康増進と医療費の抑制に努めてまいります。

農業の振興。

地域農業の振興につきましては、農家、農業従事者の減少を食い止め、産業としての農業を維持していくことが課題であり、意欲と能力のある認定農業者及び地域農業の担い手等への農業機械導入支援を継続するとともに、新規就農者支援事業による農業後継者及び新規就農者の育成・確保に努めてまいります。

水田農業につきましては、主食用米の需要が年々減少傾向にある中、県から示された米の生産

目安に基づき、一関地方農業再生協議会と連携しながら安全・安心な良質米生産を推進するとともに、需要に応じた生産調整を進め、経営の安定を図ってまいります。

園芸振興につきましては、当地方の主要園芸品目であるトマト、なす、ピーマン及び地域の特性を生かした野菜・花きの生産振興や、道の駅平泉への出荷促進に向けて、関係機関と連携しながら支援してまいります。

地産地消の推進につきましては、関係機関や生産者と連携を図るとともに、生産者と認定店等との情報共有を図りながら、地産地消推進事業等を実施してまいります。また、女性農業者等による新商品の開発や地域おこし協力隊と連携した農産物の6次産業化等に向けた取り組みを支援してまいります。

畜産の振興につきましては、飼料価格の高騰、肥育牛及び繁殖牛の販売価格の低迷が続く中、いわて南牛振興協会の活動を中心に、ブランド肉牛「いわて南牛」を安定して供給できる体制の確立を推進するとともに、牛伝染性リンパ腫対策を継続し、安定した畜産経営が図られるよう関係機関と連携して支援してまいります。

生産基盤の整備につきましては、地震・集中豪雨等による災害防止や施設の老朽化に対応するため、防災・減災や国土強靱化等の対策による農業用施設整備を、関係機関及び団体と連携しながら支援してまいります。

農山村環境の保全。

農村環境の保全につきましては、東稲山麓地域農業遺産推進協議会を中心に、営農システムや地域資源を継承していくとともに、日本農業遺産に認定されたメリットを生かして、地域の活性化を図るため、関係機関と協力しながら取り組みを進めてまいります。

農地の保全につきましては、農業・農村の有する多面的機能が維持・発揮されるよう、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度の取り組みを継続するとともに、集落戦略の作成を推進し、農村集落活動の活性化や農村環境の保全と機能向上に対する取り組みを支援してまいります。

また、令和6年度中に「人・農地プラン」から「地域計画」へ移行することから、農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、農地の利用集積や農作業受委託の促進等を地域単位で取り組めるよう、地域計画の策定を推進してまいります。

都市と農村との交流につきましては、ライスアートの取り組みや平泉町グリーン・ツーリズム推進協議会による教育旅行の受入れ、農家民泊等の開業などを支援してまいります。

鳥獣被害につきましては、国の補助も活用しながら、鳥獣被害対策実施隊による捕獲や電気柵の設置等の対策を実施するとともに、鳥獣被害対策実施隊員の育成・確保に向けて支援を行ってまいります。

森林資源の保全につきましては、徐間伐等適正な森林資源の管理と計画的な森林の保全を図るとともに、森林病虫害防除を引き続き実施してまいります。

また、森林経営管理制度の運用による経営管理集積計画の策定を随時進め、適切な経営管理が行われていない人工林の森林整備を進めてまいります。

森林資源の活用につきましては、県行造林跡地への桜の植樹、駒形山、経塚山、音羽山への登山道や西行桜の森、大文字キャンプ場の環境整備、束稲山の桜情景復活事業等によって誘客効果を高め、利用促進に努めてまいります。

#### 観光の振興。

観光の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行されたことから、地域経済への波及効果と観光消費額の回復を見据えた取り組みを推進するとともに、観光協会や関係団体等と協働しながら、世界遺産平泉を核とした各種事業に積極的に取り組んでまいります。

特にも、令和6年1月から東京国立博物館で開催されている「建立900年特別展中尊寺金色堂」と併せて、令和6年10月から12月までの期間、岩手県がJR東日本の重点販売地域に指定されたことから、いわて観光キャンペーン推進協議会と連携し、平泉観光推進実行委員会を中心に、観光協会や商工会、ガイドの会、観光事業者等の観光関係団体が一体となって、各種事業の取り組みを積極的に推進してまいります。

教育旅行の誘致につきましては、世界遺産平泉をSDGsの観点から学ぶワークブックを活用した積極的なプロモーション活動を引き続き展開するとともに、日本農業遺産に認定された束稲山麓地域の新たな観光資源の発掘とその活用により、平泉ウォーキングトレイルや西行桜の森ウォーキングルート等の見直しや、自然、伝統工芸、坐禅、農業等の体験コンテンツの充実を図り、滞在型観光への取り組みを一層推進してまいります。

二次交通につきましては、現在の巡回バスやレンタサイクルの拡充を図りながら、受け入れ態勢を整備するとともに、関係機関と連携した取り組みを強化してまいります。

インバウンドの取り組みにつきましては、国際交流員による国際理解の醸成と多言語による情報発信を行うとともに、受け入れ態勢を整備しながら、積極的なプロモーション活動を実施してまいります。

#### 商工業の振興。

商工業の振興につきましては、平泉商工会や関係団体等と連携し、引き続き事業者に寄り添った支援を推進してまいります。

地域商店への支援につきましては、新たに魅力あふれる商店づくり支援事業を実施し、個店の売上げの向上や地域経済の活性化につなげる取り組みを支援してまいります。

また、空き店舗等実態調査を実施し、現状の把握や所有者の意向確認を行い、新規開店を希望する起業者や事業者とのマッチング等を見据えて取り組みを進めてまいります。

さらに、商工業者の減少やこれによる地域経済規模の縮小に歯止めをかけるべく、町内での起業者や事業承継者への支援を継続して実施するとともに、ひらいずみ創業塾や平泉町創業支援ネットワーク会議と併せた切れ目のない支援を引き続き行ってまいります。

また、地域企業経営強化支援事業により、事業規模の拡大と雇用の創出を支援するとともに、店舗リフォーム促進支援事業及び空き店舗対策事業の補助内容の拡充による支援の強化、特産品開発支援事業や取引支援促進事業による販路開拓や新商品の開発、サービス提供等を継続して支

援してまいります。

働く場の充実。

企業誘致につきましては、新たな工業団地の検討と、隣接する国道4号の4車線化の実現に向けた取り組みを併せて進め、若者の雇用の創出を目指してまいります。

また、誘致企業が安定した生産活動を行えるよう、増設等に対して補助金を交付するなど、フォローアップを行ってまいります。

雇用の創出や産業の活性化等への波及効果が期待される国際リニアコライダーの誘致につきましては、「ILC実現建設地域期成同盟会」をはじめ、関係機関と連携し政府への要請行動等に取り組んでまいります。

雇用対策につきましては、商工会やハローワーク等の関係機関と連携・情報共有しながら、企業訪問や企業懇談会等を通じて、企業間の情報交換と補助金制度の活用を広く周知し、企業の動向やニーズの把握、活性化を図るとともに、新たに若者等人材育成支援事業及び移住定住促進家賃支援事業を実施し、若者等の町内事業所への就職や移住者の働く場の確保につなげ、定住人口の増加と地元定着による地域の活性化を図ってまいります。

また、一関市、平泉町及び岩手労働局との地域雇用対策協定の締結に基づき、広域的な連携により、就業促進と地元定着の支援を図るとともに、町シルバー人材センターへの運営費補助等を継続しながら、高齢者の適正かつ安全な就業に努めてまいります。

安全・安心なまちづくり。

地域防災力の強化充実につきましては、防災マップの更新や避難所運営マニュアル等の計画を策定するとともに、気象災害や大地震等の大規模災害に備え、消防関係機関・団体、自主防災組織等と一層の連携を図りながら、防災意識の高揚と地域防災力の強化を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、警察や交通指導隊、交通安全母の会、交通安全協会等の交通安全関係機関と連携を図りながら、年間を通じた季節ごとの交通安全運動をはじめ、日々の街頭指導や啓発活動、交通安全教室等を実施し、事故防止や死亡事故ゼロ日の継続など、交通事故のない、安全な町の実現に向けて取り組んでまいります。

特にも、高齢運転者に対する交通事故の防止に向けて、自家用車への安全装置の設置に対する支援を継続するとともに、運転免許証を自主的に返納された高齢者に対して、新たに公共交通利用の生活支援を行ってまいります。

災害時における要援護者への支援につきましては、関係機関や民生委員・児童委員、地域団体等の理解と協力を得ながら、引き続き要支援者名簿の更新と見守り支援を行ってまいります。

また、要支援者に対する個別避難計画につきましては、現在、地域内での話合いのもと、作成が進められていることから、引き続き地域団体等との連携協力を図りながら、計画作成件数の増加に向けて取り組んでまいります。

災害時における災害ボランティアセンターの設置につきましては、災害ボランティアへの対応など、社会福祉協議会と連携し、研修や訓練等を実施して対応してまいります。

河川等の管理につきましては、普通河川矢の尻川及び準用河川第一太田川の浚渫を実施し、河

川の機能維持や災害防止に努めてまいります。

道路の整備。

道路の整備につきましては、道路の安全性や利便性の向上を図るため、町道大佐3号線を含む町道樋の沢大佐線及び町道衣関線を引き続き実施するとともに、道路舗装及び橋梁修繕を計画的に進め、舗装道路の効率的な維持管理と橋梁の修繕コストの縮減を進めてまいります。

また、主要地方道一関北上線の早期改良整備を図るため、県に協力してまいります。

上下水道の整備。

水道事業につきましては、引き続き水道管の更新や耐震化、鉛製給水管の布設替え工事を実施するとともに、水道施設の耐震診断調査を実施し、計画的に更新を実施してまいります。

また、有収率の向上、事務経費及び維持管理費の縮減等に取り組み、安全・安心な水の安定供給に努めるとともに、健全な経営の確保を図るため、水道事業基本計画（新水道ビジョン）に基づき事業を推進してまいります。

下水道事業につきましては、施設の適切な維持管理、経費の縮減に努めるなど、平泉町下水道事業経営戦略に基づき、経営の質と効率性の向上に取り組んでまいります。

上下水道事業の広域連携につきましては、人口減少に伴う水需要の減少と施設の老朽化等に対応した持続可能な事業運営を確保するため、広域化・共同化について引き続き検討を進めてまいります。

合併処理浄化槽の設置につきましては、引き続き支援してまいります。

住宅・市街地・公園の整備。

住宅の整備につきましては、木造住宅耐震診断士派遣事業、木造住宅耐震改修事業及びバリアフリー住宅改修事業を引き続き実施するとともに、住宅・建築物におけるカーボンニュートラルの実現に向けて、新たに住宅・建築物省エネ改修推進事業を実施してまいります。

町営住宅につきましては、高田前団地の水洗化工事を引き続き実施するとともに、移住の促進や町営住宅ストックの有効活用を図るため、平泉お試し居住体験事業を引き続き実施し、新たに町営住宅活用促進事業を実施してまいります。

都市計画につきましては、平泉町マスタープランが前回の改定から10年以上が経過し、取り巻く社会経済情勢の変化や関連計画との整合性の課題に対応する必要があることから、プランの見直しを進めてまいります。

スマートインターチェンジ周辺の土地利用につきましては、開発の主体となる民間事業者と引き続き協議を進め、商業施設や遊具を備えた公園の整備も含めた開発の計画の具体化を進めてまいります。

地域公共交通の充実。

コミュニティバスにつきましては、利用者からのご意見やご要望の聴取に努め、生活に必要な移動手段となるよう引き続き運行してまいります。

また、多様な公共交通の組み合わせにより、町民及び観光客のニーズや効率的な運行、公共交通網の維持を図るため、地域公共交通会議を法定協議会に移行して地域公共交通計画を策定し、

よりよい公共交通網の形成に努めてまいります。

環境保全の推進。

自然環境の保全につきましては、環境意識の向上を図るため、町民への環境保全に関する啓発や広報活動を行うとともに、地域団体との連携による地域での環境保全活動等を推進してまいります。

再生可能エネルギーの利用及び省エネルギー化の促進につきましては、電気料金や燃料費が高騰していることから、省エネ対策を一層促進していくため、一般家庭における住宅用新エネルギー設備の設置に対する補助を継続するとともに、新たな支援方策を検討してまいります。

一般廃棄物処理につきましては、一関地区広域行政組合をはじめ関係機関と連携を図りながら、ごみの分別収集の徹底と減量化、不法投棄の監視強化等による廃棄物の適正処理を推進し、循環型社会の構築に向けて取り組んでまいります。

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設及び新最終処分場の建設につきましては、一関市及び一関地区広域行政組合と連携して整備を進めてまいります。

放射線対策につきましては、放射線量の測定調査を継続し、町民の安全で安心な生活の確保に努めるとともに、東京電力に対しては放射線対策に係る損害賠償請求を行ってまいります。

空き家対策の推進。

空き家対策につきましては、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴う対応方針について検討してまいります。

また、空き家・空き地バンクへの物件登録を促進し、空き家等の有効活用を促進するため、専門的に業務を行う地域おこし協力隊員を配置し、取り組みを強化してまいります。

情報環境の充実。

自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進につきましては、行政サービスの効率化と利便性の向上を図るため、引き続きマイナンバー制度の普及啓発及びマイナンバーカードの取得率の向上を促進するとともに、マイナンバーカードを利用したオンラインによる行政手続きの整備に向けて取り組んでまいります。

また、内部事務の効率化を図るための文書生成AIサービス等の導入や、子育て支援環境の充実に向けた幼保ICTシステムサービスの利用を開始するとともに、自治体窓口DX等に向けて、DX推進ワーキンググループ会議を中心に検討を進めてまいります。

情報セキュリティ対策につきましては、町が保有する情報資産の気密性、安全性及び可用性を維持するため、平泉町情報セキュリティポリシーに基づき実施してまいります。

景観の保全・整備。

景観の保全・整備につきましては、平泉の文化遺産などの歴史文化的景観や豊かな自然と美しい景観を守り、次世代へ継承するため、関係機関及び町民の協力を得ながら、平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例と平泉町屋外広告物条例の周知を図り、町民、地域及び企業等が一体となって、世界遺産の町にふさわしい景観の保持に努めてまいります。

景観形成に関わる補助制度につきましては、屋外広告物の改修や和風建築物の新築に対し、引

き続き実施してまいります。

景観計画につきましては、策定から15年が経過し、施策に取り組む中での運用上の課題、土地利用の転換に伴うまち並みの変化や社会情勢の変化、上位計画や関連計画の変更など、内容を見直す必要が生じているため、計画の見直しに向けた整備を進めてまいります。

#### 教育の振興。

教育の振興につきましては、平泉町教育大綱に掲げる基本理念「一人ひとりが輝き、幸せを実感できるまちの実現」を目指し、家庭・学校・地域・行政が連携し、世代を超えて学び続けるまちづくりを推進し、さらなる教育の発展を目指してまいります。

「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に沿って、生きる力を育む学校教育を推進し、ICTを効果的に活用しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、育成する学びと子どもたちの個性を取り入れた学びの一体的な充実が図られるよう、取り組みを推進してまいります。

また、家庭での暮らしと学びは子どもの成長と発達の基盤であり、生活習慣や価値観、人間関係を形成する上で重要な役割を果たすことから、家庭教育力の向上を図ってまいります。

平泉町学習交流施設を活用した町民への学習機会の提供やコミュニティ・スクールと地域学校協働活動等により、人材育成や地域コミュニティを活性化し、持続可能なまちづくりに努めてまいります。

郷土愛を育む取り組みにつきましては、全世代型平泉学を推進し、発達段階に応じた学習や体験活動を推進しながら、地域内や世代間の交流の活性化を図ってまいります。

#### 文化遺産の保存と活用。

平泉の文化遺産につきましては、中尊寺金色堂建立900年記念事業として、関連施設と連携して企画展を開催し、奥州藤原氏の平和への希求や文化遺産の理念とその価値を発信してまいります。

世界遺産の拡張登録につきましては、岩手県とともに、柳之御所遺跡の推薦に向けて取り組んでまいります。

史跡地の整備、調査につきましては、専門家の指導の下、無量光院跡の史跡整備と公有化を進めるとともに、旧観自在王院庭園の再整備に向けた内容確認調査を実施してまいります。

本年は中尊寺金色堂の建立から900年となることから、年間を通じて多彩なイベントを展開することとしております。この節目のイベントと合わせて、世界文化遺産、世界かんがい施設遺産、日本遺産、日本農業遺産の4つの遺産に有する町の強みを複合的に結びつけながら、この機を確実に捉えて、観光と経済の回復に全力を傾注してまいります。

昨年開催した地域懇談会では、多くのご意見やご要望をお寄せいただきました。その対応につきましては、区長を中心とした地域の皆様の対話を常に大切にしながら、役場と町民が一体となって、町民総参加の「チーム平泉」の力で課題を解決してまいりたいと思いますので、皆様のお力添えをお願いいたしますとともに、今後も忌憚なく、たくさんのご意見等をお寄せください。

今回提案いたしました令和6年度平泉町一般会計予算・特別会計予算・企業会計予算並びにそ

の他の議案につきまして、議員各位のご理解とご協力、そして、町民の皆様の町政への参画を心からお願い申し上げまして、私の施政方針の表明とさせていただきます。

令和6年3月5日、平泉町長、青木幸保。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで令和6年度町長施政方針演述を終わります。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午前11時02分

再開 午前11時13分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第4、令和6年度教育行政方針演述を行います。

教育長、登壇願います。

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

本日、ここに令和6年平泉町議会定例会3月会議が開催されるにあたり、令和6年度の教育行政施策について所信の一端を述べ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

昨年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」に移行後、当町においても、学校をはじめとする町内の様々な施設において多くの「学び」が再開され、感染予防のために制限されてきた様々な活動が行われ始めております。

新しく迎える年度は、単にコロナ禍以前の姿に戻すのではなく、これまで制限されてきた中で本当に必要なものを回復させ、その上でコロナ禍において学びを保障するために開発されたICTをはじめとする多様な教育実践の工夫を積極的に取り入れることにより、新しい学びの在り方へと進化をしていく年となるよう、教育活動を再構築していく必要があります。

そこで、学校運営協議会「コミュニティ・スクール」を中心とした家庭、地域、学校との協働による学校づくりや持続可能な教育、学校や家庭で効果的に活用できるICTによる学習活動など、改善する視点を明確にしながら、教育活動を推進してまいります。

今年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により多くの尊い命が犠牲になり、いまだにたくさんの方々住む場所を失い、避難所で過ごしています。また、パレスチナガザ地区での紛争やウクライナに対するロシアの軍事侵略など、世界的に軍事緊張の様相を呈しております。

このような不安な時代において、私たち平泉町民は傷ついた多くの人々に思いを馳せ、寄り添い、手を差し伸べていく使命があるとともに、平泉が長く守り育ててきた平和希求の思想を学び、深め、そして、広く発信していかなければなりません。

学習交流施設「エピカ」を中心に、全世代による平泉学のさらなる推進を図り、先人が築き上

げ継承してきた歴史やその中に込められた思いを踏まえつつ、平和で持続可能な社会づくりのための重要な拠点として、全ての世代が学び合い、互いに交流し合いながら豊かに、そして、共に想像力を育める交流施設となるよう、さらに様々な活用方法を考えていきたいと思いをもちます。

さらに、昨年度開設した適応支援教室「カラフル」では、現在も増加傾向にある不登校児童生徒への細やかな対応や悩みを抱える保護者への相談等を充実してまいります。

また、中尊寺金色堂建立900年を迎える年度として、令和6年度を一つの契機としながら、さらなる文化遺産の継承と芸術文化の振興を図ってまいります。

本年度も、「平泉町教育大綱」に掲げます「一人ひとりが輝き、幸せを実感できるまちの実現」を目指し、家庭・地域・学校・行政が連携し、世代を超えて学び続けるまちづくりを推進し、さらなる町教育の発展を目指してまいります。

以下、教育行政各分野の重点施策の概要について申し述べます。

第一に、「生きる力を育む学校教育の推進」についてです。

「確かな学力（知）」「豊かな心（徳）」「健やかな体（体）」のバランスの取れた教育を展開し、平泉の子どもとして、変化の激しいこれからの時代を生き抜くための「生きる力」をそなえた子どもたちの育成を目指し、以下の4点を重点施策として推進してまいります。

第1点目、「確かな学力の育成」につきましては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的な知識や技能を習得させるとともに、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を総合的に育むことを目指してまいります。また、子どもたちが自ら課題を発見し、主体的に考え、行動し、新たな価値を創造する力を身につけられるよう、タブレット端末の持ち帰り学習を含めたICT等を活用した学習活動を推進してまいります。

さらに、子どもたち一人ひとりの学習の状況を把握し、幼保小中の連携を図りながら、きめ細やかな指導を行うことで、子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する学びと、子どもたちの多様な個性を取り入れた学びの一体的な充実を図ってまいります。

英語教育の充実に向けて、中学生への英語検定全額補助や、英語教育推進員・外国語指導助手（ALT）の配置を行い、グローバル社会を生きる子どもたちのコミュニケーション能力の育成を目指してまいります。

第2点目、「豊かな心の育成」につきましては、平泉学を軸とした様々な体験活動や学校教育全体を通じて行う道徳教育を通して、子どもたちの豊かな人間性や社会性、自己肯定感などを育むとともに、自己を見詰め、互いの個性を認め合える子どもたちの育成を目指してまいります。

特にも、「いじめは絶対に許されない」という強い認識を持ち、「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、学校における組織的な対応や、関係機関との連携による未然防止と早期発見・迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

第3点目、「健やかな体の育成」につきましては、子どもたちが自らの体力や健康に関心を持ち、体力の向上と心身の健康の保持増進に努め、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成してまいります。

子どもの心身の調和的発達を図るため、運動を通して体力を養うとともに、自校給食の利点を

生かし、地場産品を多用した学校給食による食育の推進、情報機器の乱用防止を含めた基本的な生活習慣の確立、日常的に運動に親しみ、心身ともに健康な生活ができる子どもたちの育成を図ってまいります。

第4点目、「個に応じた教育の推進」につきましては、学習や生活の中で特別な支援を必要とする子どもたちが抱える様々な悩みや困難に寄り添うとともに、不登校の子どもたちの原因や背景を個別に把握し、適応支援教室「カラフル」等を活用した適切な支援を行ってまいります。また、それぞれの多様性を認め、互いの価値を尊重し合う子どもたちの育成を図ってまいります。

第二に、「子どもの暮らしと学びを育てる家庭教育力の向上」についてです。

子どもの基礎的・基本的な生活習慣や価値観、人間関係を形成する上で重要な役割を担っている家庭の教育力向上を図るため、以下の3点を重点施策として推進してまいります。

第1点目、「子育てのための学び合いと仲間づくり」につきましては、学校と連携しながら、保護者同士の学び合いや仲間づくりの機会を提供し、保護者が自信を持って子育てができるよう、家庭教育学級等、様々な体験学習機会の充実を図ってまいります。

また、子育て世代の保護者等に対し必要かつ適切な情報が得られるよう、子育て支援に関する情報発信に取り組んでまいります。

第2点目、「情報化社会における生活習慣づくり」につきましては、保護者向けの情報提供や学習機会の充実を図ることにより、子どもの発達段階に応じた情報メディアとの関わり方について理解を深めながら、子どもたちが適切に情報メディアを活用できる環境整備に取り組んでまいります。

また、コミュニティ・スクールを中心に、家庭での情報メディア利用に関するルールづくりの定着を目指すとともに、社会教育を中心とした様々な体験を通じた学習活動の充実を図ってまいります。

第3点目、「家庭と地域と学校とのつながりづくり」につきましては、コミュニティ・スクールの実践的な取り組みを活かし、学校や子どもたちへの支援活動の担い手として、保護者とともに、他の家庭や地域、団体等とつながる機会を提供することにより、地域ぐるみで家庭教育を支援する体制の充実を図ってまいります。

第三に、「つどい、学び、つながる社会教育の充実」についてです。

持続可能なまちづくりを目指し、地域コミュニティの活性化、地域活動に積極的に参画する人材育成を図るため、以下の3点を重点施策として取り組んでまいります。

第1点目、「学習交流施設を活用した学びと交流の促進」につきましては、町民にとって最も身近な学習と交流の場である学習交流施設「エピカ」を拠点として、すべての町民が心豊かで生きがいのある人生を実感できるよう、社会教育による「学び」を通じて、人々の「つながり」を促進させる多様な学習機会の提供を図ってまいります。

第2点目、「地域課題を考え合う学びの場づくり」につきましては、平泉学やコミュニティ・スクールを通じて、子どもを中心に町民が集い、学び合う場を提供することにより、地域課題を考え、その解決に向け自発的・主体的に行動することができる人材の育成に取り組んでまいりま

す。

また、学校教育との連携を強化し、地域ぐるみで子どもたちを育む活動を充実させながら、まちづくりの基盤である「郷土への愛着と誇りの醸成」を図ってまいります。

第3点目、「ライフステージに応じた生涯スポーツの振興」につきましては、全ての町民がそれぞれのライフステージに応じて、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、スポーツ活動に親しみ、楽しむことができる環境整備を推進し、地域コミュニティの活性化を図ってまいります。

また、日常的にスポーツに親しむ機会を充実させるため、平泉町スポーツ協会と連携を図りながら、生涯スポーツの振興に努めてまいります。

第四に、「過去に学び、今を見つめ、未来を考える「全世代型平泉学」」についてです。

SDGsの理念に基づき、持続可能なまちづくりを推進し、地域内交流や世代間交流の活性化を図るため、以下の2点を重点施策として取り組んでまいります。

第1点目、「幼保小中で取り組む系統的な平泉学」につきましては、まちづくりの基盤となる郷土への愛着と誇りの醸成を図るため、子どもたちの発達段階に応じた学習プログラムを改善し、実践してまいります。

また、社会教育と連携した地域学習の一層の推進を図り、子どもたちが未来の自分や平泉について考えるとともに、平和への願いを学ぶ機会とすることにより、将来を担う人材育成を推進してまいります。

第2点目、「世代を超え地域で学ぶ平泉学」につきましては、子どもから大人まで地域全体で学び合う学習活動を「全世代型平泉学」として位置づけ、多くの町民が互いに向き合いながら、地域のことを学び合う機会の充実を図ってまいります。

また、平泉学を軸にしたコミュニティ・スクールを推進することにより、地域ぐるみで平泉の将来を担う子どもたちを育む機運を醸成し、連携・協働の体制を強化しながら、持続可能なまちづくりへつながる人材育成に取り組んでまいります。

第五に、「文化遺産の継承と芸術文化の振興」についてです。

文化遺産の保存、活用を図りながら継承していくことと、芸術文化による活力あるまちづくりを推進するため、以下の4点を重点施策として取り組んでまいります。

第1点目、「文化遺産の価値を学び、守る人材の育成」につきましては、町内に伝わる貴重な文化財や歴史文化を学び、文化財愛護の精神を育むための活動を推進してまいります。

本年は中尊寺金色堂建立900年を迎えることから、町内の各施設との企画展を開催し、平泉に込められた平和・平等への理念や文化遺産の価値に触れる機会の創出に努めてまいります。

また、世界遺産の価値や理念の普及、貴重な遺産を未来に継承していく意識醸成を図りながら、新たに位置づけられた「ひらいずみ遺産」の調査研究や価値発信に取り組むとともに、柳之御所遺跡の世界遺産の拡張登録に向けて、岩手県と連携して推進に向けた取り組みを進めてまいります。

第2点目、「多様な文化活動を活用したまちづくり」につきましては、町内の各種団体の活動や、その活動を通じた交流がまちづくりの活力となるため、活動発表や鑑賞機会の充実に努めて

まいります。また、文化活動に取り組む環境整備に向けて、平泉町芸術文化協会や各種団体への活動支援に努めてまいります。

伝統文化の継承につきましては、後継者育成事業の実施により担い手の育成に努めてまいります。

第3点目、「文化財調査・研究の推進」につきましては、発掘調査による成果を現地説明会などによる公表や広報へ等へ掲載するとともに、関係機関と連携しながら、研究成果を分かりやすく発信してまいります。

また、開発行為等には事前協議による調整を図りながら、適切に埋蔵文化財の保護に努めてまいります。

平泉遺跡群から出土した遺物については、保存処理を実施し、恒久的な保存に万全を期してまいります。

町内の寺社所有文化財の保存・修理につきましては、事業主体である所有者との連携を図り、必要な支援を行ってまいります。

未指定の文化財につきましては、引き続き実態の把握に努めるとともに、専門家の指導を得ながら価値を明らかにし、指定等の推進や価値の掘り起こしに努めてまいります。

第4点目、「文化遺産を活かした地域振興」につきましては、史跡の発掘調査を推進するとともに、復元整備や公有化を行い、保存修理を通じた地域振興に取り組んでまいります。

また、県立平泉世界遺産ガイダンスセンターと連携した企画展の開催や、様々な媒体を用いた地域の魅力の情報発信に取り組んでまいります。

以上、基本的な考え方と施策の大要について申し上げましたが、町民の負託に応えられるよう努力してまいりますので、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

令和6年3月5日、平泉町教育委員会教育長、吉野新平。

議長（高橋拓生君）

これで令和6年度教育行政方針演述を終わります。

---

議長（高橋拓生君）

日程第5、議案第2号から日程第20、議案第17号まで、条例案件7件、事件案件2件、補正予算案件7件、以上、合計16件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、条例案件7件、事件案件2件、補正予算7件、合計16件につきましてご説明を申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

議案第2号、平泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります。5ページに記載のとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び同法に基づく独自利用事務の運用を開始するため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、6ページをお開き願います。

議案第3号、平泉町職員定数条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります。町長部局及び教育委員会部局の職員定数を見直すため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、7ページをお開き願います。

議案第4号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります。国、岩手県及び県内市町村の特別職の給与に関する取扱いの状況を踏まえ、特別職の職員における期末手当の支給率の調整を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

議案第5号、平泉町一般職の職員に対する特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症となったことを受け、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫等作業手当の廃止について、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

議案第6号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります。13ページに記載のとおり、岩手県の道路占用料徴収条例の改正に伴う占用料の改正に合わせ、平泉町の占用料の改定を行おうとするものでございます。

次に、14ページをお開き願います。

議案第7号、平泉町水道事業及び簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、15ページをお開き願います。

議案第8号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

提案理由であります。16ページに記載のとおり、地方自治法の一部を改正する法律の改正に伴い、既存の引用条文について条ずれが生じるため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、17ページをお開き願います。

議案第9号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に關し議決を求めることについてで

ございます。

提案理由であります。戸河内辺地における公共的施設の整備を促進するため、当該辺地に係る総合整備計画を変更しようとするものでございます。

次に、19ページをお開き願います。

議案第10号、町道の路線認定に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由であります。次の町道路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

認定しようとする路線は、路線番号2104、路線名、滝の沢林線、起点、平泉町長島字滝の沢、終点、平泉町長島字滝の沢でございます。

次に、21ページをお開き願います。

議案第11号、令和5年度平泉町一般会計補正予算（第10号）でございます。

令和5年度平泉町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,600万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億3,087万5,000円としようとするものでございます。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

次に、83ページをお開き願います。

議案第12号、令和5年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和5年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,715万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,861万1,000円としようとするものでございます。

次に、93ページをお開き願います。

議案第13号、令和5年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和5年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ406万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,495万円としようとするものでございます。

次に、99ページをお開き願います。

議案第14号、令和5年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和5年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ691万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,144万4,000円としようとするものでございます。

次に、107ページをお開き願います。

議案第15号、令和5年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第4号）でございます。

令和5年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ544万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,648万7,000円としようとするものでございます。

次に、117ページをお開き願います。

議案第16号、令和5年度平泉町下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和5年度平泉町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度平泉町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

収入といたしましては、第1款下水道事業収益500万円の減。

支出といたしましては、第1款下水道事業費用500万円の減。

第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,660万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額112万2,000円、過年度分損益勘定留保資金2,229万9,000円、当年度分損益勘定留保資金6,323万9,000円で補てんしようとするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

収入といたしましては、第1款下水道事業資本的収入77万円の減。

118ページでございます。

支出といたしましては、第1款下水道事業資本的支出77万円の減。

第4条、予算第6条に定めた事業債の額を、次のとおり改めようとするものでございます。

起債の目的、農業集落排水事業債につきましては、変更前の限度額390万円を変更後の限度額360万円に変更しようとするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同じでございます。

第5条、予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を1億2,463万2,000円に改めようとするものでございます。

次に、125ページをお開き願います。

議案第17号、令和5年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和5年度平泉町水道事業の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

収入といたしましては、第2款簡易水道事業収益200万円。

支出といたしましては、第1款水道事業費用64万4,000円、第2款簡易水道事業費用125万8,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億891万3,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,809万1,000円、建設改良積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金8,082万2,000円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

第1款水道事業資本的収入86万9,000円の減。

126ページでございます。

第2款簡易水道事業資本的収入209万1,000円の減。

第4条、予算第5条に定めた企業債の額を、次のとおり改めようとするものでございます。

起債の目的、簡易水道建設改良事業につきまして、変更前の限度額4,000万円を3,810万円に変更しようとするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同じでございます。

以上、提案をいたします。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

暫時休憩といたします。

---

休憩 午前11時49分

再開 午前11時53分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

青木町長より発言の修正の申し出がありましたので、これを許可いたします。

青木町長。

町長（青木幸保君）

訂正させていただきます。

補正予算案件の一般会計になります。

21ページであります。

議案第11号、令和5年度平泉町一般会計補正予算（第10号）でございます。

令和5年度平泉町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,006万6,000円を減額するであります。

よろしくお願いをいたしたいと思っております。

117ページをお開き願います。

議案第16号、令和5年度平泉町下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和5年度平泉町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度平泉町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

収入といたしまして、第1款下水道事業収益500万円の減。

支出といたしまして、第1款下水道事業費用500万円の減。

そして、その次になります。

第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,666万円）であります。

大変失礼を申し上げます。よろしくご審議のほどお願いをいたしたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第2号から議案第17号まで、ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第17号まで、条例案件7件、事件案件2件、補正予算案件7件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定いたしました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第21、発議第1号、平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

9番、佐藤孝悟議員。

9番（佐藤孝悟君）

発議第1号でございます。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者は、平泉町議会議員、佐藤孝悟。

賛成者は、阿部圭二議員、升沢博子議員、氷室裕史議員、大友仁子議員であります。

平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年平泉町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の170」に改める。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提出の理由。

国の特別職の例や町内町村議会の支給状況を踏まえ、議員の期末手当の改定を行おうとするものです。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま提出のありました発議第1号につきましては、最終日の本会議で質疑、討論を行い、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号につきましては、最終日の本会議で議決することに決定いたしました。ここで暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

---

議長（高橋拓生君）

再開します。

日程第22、議案第18号から日程第28、議案第24号まで、令和6年度一般会計予算及び特別会計予算並びに下水道事業会計予算、水道事業会計予算、合計7件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

令和6年度各会計当初予算案件7件につきまして、説明をさせていただきます。

令和6年度平泉町一般会計、特別会計、下水道事業会計、水道事業会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第18号、令和6年度平泉町一般会計予算でございます。

令和6年度平泉町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50億9,900万円と定めようとするものでございます。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、155ページをお開き願います。

議案第19号、令和6年度平泉町国民健康保険特別会計予算でございます。

令和6年度平泉町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億9,710万円と定めようとするものでございます。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、181ページをお開き願います。

議案第20号、令和6年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

令和6年度平泉町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億250万円と定めようとするものでございます。

次に、193ページをお開き願います。

議案第21号、令和6年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算でございます。

令和6年度平泉町の健康福祉交流館特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,520万円と定めようとするものでござい

ます。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

次に、205ページをお開き願います。

議案第22号、令和6年度平泉町町営駐車場特別会計予算でございます。

令和6年度平泉町の町営駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,650万円と定めようとするものでございます。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

次に、225ページをお開き願います。

議案第23号、令和6年度平泉町下水道事業会計予算でございます。

第1条、令和6年度平泉町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1項、第1号、汚水処理戸数1,239戸。

第2号、年間総処理水量36万7,353立方メートル。

第3号、1日平均処理水量1,006立方メートル。

第4号、主要な建設改良事業、ア、管渠及び処理場整備費1,392万6,000円、イ、流域下水道施設建設負担金1,025万6,000円。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めようとするものでございます。

収入といたしまして、第1款下水道事業収益2億6,888万8,000円。

支出といたしまして、第1款下水道事業費用2億6,888万8,000円。

226ページでございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めようとするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,709万9,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額219万8,000円、過年度分損益勘定留保資金2,223万1,000円、当年度分損益勘定留保資金6,267万円を補てんするものでございます。

収入といたしましては、第1款下水道事業資本的収入1億3,919万3,000円。

支出といたしましては、第1款下水道事業資本的支出2億2,629万2,000円でございます。

債務負担行為。

第5条、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

公共下水道排水設備設置資金の融資に伴う利子補給、同じく損失補償につきまして、期間はそ

れぞれ令和7年度から令和11年度まで、限度額はそれぞれ利子補給20万円、損失補償500万円でございます。

227ページでございます。

企業債。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的。

公共下水道事業債につきましては、限度額650万円、流域下水道事業債につきましては、限度額1,010万円、農業集落排水事業債につきましては、限度額500万円、資本費平準化債につきましては、限度額4,770万円でございます。

起債の方法は、それぞれ証書借入または証券発行とし、利率もそれぞれ3.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものでございます。

償還の方法も、それぞれ借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還または低利に借換えすることができる。

一時借入金。

第7条、一時借入金の限度額は、3億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号は、第9条に定める経費以外の同一款内の間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費988万1,000円。

他会計からの補助金。

第10条、下水道事業の運営に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億2,481万6,000円でございます。

次に、261ページをお開き願います。

議案第24号、令和6年度平泉町水道事業会計予算でございます。

第1条、令和6年度平泉町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1項、第1号、給水戸数2,996戸。

第2号、年間総給水量95万7,000立方メートル。

第3号、1日平均給水量2,622立方メートル。

第4号、主要な建設改良事業、ア、一般改良事業費4億2,951万5,000円、イ、設備改良事業費3,430万円。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めようとするものでございます。

収入といたしまして、第1款水道事業収益1億6,647万4,000円、第2款簡易水道事業収益1億2,682万5,000円でございます。

262ページでございます。

支出といたしまして、第1款水道事業費用1億6,296万1,000円、第2款簡易水道事業費用1億1,930万円でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めようとするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,039万7,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,969万6,000円、建設改良積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金7,070万1,000円で補てんするものでございます。

収入といたしまして、第1款水道事業資本的収入1億9,193万2,000円、第2款簡易水道事業資本的収入2億6,320万円でございます。

263ページでございます。

支出といたしまして、第1款水道事業資本的支出2億5,376万3,000円、第2款簡易水道事業資本的支出3億1,176万6,000円でございます。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的。

水道建設改良事業につきましては、限度額1億4,860万円、簡易水道建設改良事業につきましては、限度額1億3,400万円でございます。

起債の方法は、それぞれ証書借入とし、利率はそれぞれ3.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものでございます。

償還の方法も、それぞれ借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還または低利に借換えすることができる。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は、1億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、第8条に定める経費以外の同一款内の間の流用。

264ページでございます。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1項、第1号、職員給与費3,186万1,000円。

第2号、交際費3万円。

他会計からの補助金。

第9条、鉛管更新事業。児童手当支給及び企業債支払利息等の費用に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,836万8,000円でございます。

たな卸資産購入限度額。

第10条、たな卸資産の購入限度額は、500万円と定めるものでございます。

以上提案をいたします。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時20分

---

議長（高橋拓生君）

再開します。青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、225ページをお開き願います。

もう一度提案させていただきます。若干数字に誤りがあったということでもありますので、再度提案させていただきます。

225ページをお開き願います。

議案第23号、令和6年度平泉町下水道事業会計予算でございます。

第1条、令和6年度平泉町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1項、第1号、汚水処理戸数1,239戸。

第2号、年間総処理水量36万7,353立方メートル。

第3号、1日平均処理水量1,006立方メートル。

第4号、主要な建設改良事業、ア、管渠及び処理場整備費1,392万6,000円、イ、流域下水道施設建設負担金1,025万6,000円。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めようとするものでございます。

収入といたしまして、第1款下水道事業収益2億6,888万8,000円。

支出といたしまして、第1款下水道事業費用2億6,868万8,000円でございます。

どうぞよろしく願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案については、先例によって、議長を除いた全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第24号までの予算案件合計7件については、議長を除いた全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第29、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

第1回目の答弁は、登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告1番、真籠光幸議員、登壇、質問願います。

7番、真籠光幸議員。

7番（真籠光幸君）

質問通告1番、真籠光幸でございます。

時のたつのは早いものでございまして、私たち議員も、この3月に改選を迎え、任期中の最後の定例会一般質問となりました。平成28年の熊本地震から8年弱、またも被害甚大となりました能登半島地震が発生しました。今後も、南海トラフ地震などの巨大地震の発生が懸念される所です。物理学者の寺田寅彦は、「天災は忘れた頃にやってくる」と言いましたが、近年の日本は、温暖化に伴う豪雨災害を含め、毎年のように大災害に襲われ、忘れる間もなく災害がやってくるということになってしまいました。誰もがいつでも大災害に直面する可能性があることを常に自覚し、万が一の事態に遭遇した場合には、利他の精神でお互いに助け合う決意を日頃から持つことが必要であると思うものであります。

さて、今回質問いたしますのは、3件であります。

1件目は、子育て支援施策の拡充について、3項目伺います。1つには、子育て家庭への経済的負担を軽減するため、1歳までの子育てに要する紙おむつ等の購入費助成を検討できないかを伺います。

2つ目には、出産祝い金について、子育て家庭の利便性を図るため、現金と商品券の配分率や商品券の構成について見直すことを検討できないか伺います。

3つ目には、子どもの遊び場、居場所づくりの整備への展望を伺います。

2件目は、住民への周知の方法や災害時の備えについて、3項目伺います。

1つには、人の心理効果を利用して、望ましい行動を促す「ナッジ」と呼ばれる手法を施策に取り入れる自治体が増えていきます。具体的には、公共施設への出入口への手指消毒の喚起や有害獣の出没情報などの住民への周知方法として取り入れたらどうか伺います。

2つ目に、災害時に取るべき行動が一目で分かる絵文字「ピクトグラム」を活用すべきと考えますが、見解を伺います。

3つ目に、災害時の備えとして、警視庁災害対策課が紹介しております防災ボトルが評判を呼

んでいます。住民への紹介と常備することの啓発をしてはどうか、伺います。

3件目は、拉致問題の教育教材活用について伺います。

政府の拉致問題対策本部が教育現場へ無償配布している電子図書館が開設されています。児童生徒がタブレットで閲覧できる電子書籍の教材活用について伺います。

質問は以上であります。よろしく答弁をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

真竈光幸議員からのご質問にお答えをいたします。

子育て支援政策の拡充についてのご質問がありました。

初めに、1歳までの子育てに要する紙おむつ等の購入費助成についてですが、低年齢期の子育て世帯への主な経済的支援といたしまして、現在、町では国の事業を活用した「出産・子育て応援給付金」として妊娠届時に5万円、出生届出時に5万円の支給とあわせ、町独自の事業としても出生届出時に5万円を「出産祝金」として支給しているところであります。また、令和5年度からは、子育て支援の一環として、保育所等を利用していない生後2か月から3歳未満の第2子以降のお子さんを対象に「子育て応援在宅育児支援金」として月額1万円を支給する事業を行っております。現在実施しております事業は、出産準備やおむつ等の育児用品の購入などを含め、妊娠期から低年齢期の子育て家庭を対象とした経済的な負担軽減に役立てていただく支援内容となっております。今後も、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、社会情勢や国の動向、近隣市町の取組状況等を踏まえ、相談支援の充実や経済的支援に向けて引き続き取り組んでまいります。

次に、出産祝金に係る現金と商品券の配分や商品券の構成についての見直しについてですが、出産祝金事業につきましては、町の次世代を担う子どもの出産を祝福するとともに、子育てをする世帯の経済的負担の軽減を図り、子どもの健全な育成に資することを目的に、令和3年度から実施しております。祝金の額は、新生児1人につき5万円で、そのうちの3万円分については町内の商品券として交付しているものであります。子育て世帯への応援とあわせ、生まれてきた子どもを地域、町全体で祝福しようという意味を込めて実施しているものであることから、現金と商品券の配分や商品券の構成については、現時点で見直すことは考えておりません。

なお、町全体で祝福していく効果を一層高めていくためにも、今後は商品券への紙面において「お祝い表記」などの何らかの工夫を検討してまいりたいと考えております。

次に、子どもの遊び場、居場所づくりの整備への展望についてですが、子どもの遊び場や居場所づくりについては、昨年実施した地域懇談会や様々な懇談会等において子どもたちの居場所の確保や子育て世代のための遊べる環境に向けた公園の整備等についての意見や要望が出されております。子育て環境の整備充実に対する期待度やその必要性においては高いものであると認識しております。そこで、令和7年度からの第3期平泉町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、現在、就学前児童保護者と小学校児童保護者を対象に子育てニーズ調査を実施してい

るところであり、その中で、公園の規模やその利用目的についての意向や、子育て環境や支援に対する自由な意見をいただくこととしております。その調査結果の検証や意見要望等も十分踏まえながら、子ども・子育て会議や関係機関、団体との協議を行い、どのような公園整備の方向性がよいかなどの検討を進めていきたいと考えております。また、スマートインターチェンジ周辺開発の中で、民間事業者による商業施設の開発と合わせて、大型遊具等を備えた公園整備に向けても、今後、具体的な計画検討を進めてまいります。

続いて、住民への周知の方法や災害時の備えについてのご質問がありました。

初めに、人の心理効果を利用して望ましい行動を促す「ナッジ」を施策に取り入れることについてですが、議員ご承知のとおり、「ナッジ」とは、行動科学に基づいた小さなきっかけで人々の意思決定に影響を与え、行動変容を促す手法と言われております。また、人々の心理的傾向や行動パターンを利用し、選択肢を制限することなく、よりよい選択を促すことができる効果があると言われ、公共施設などにおいて人の目につく看板やイラストなどをそっと添えるだけで、利用者がストレスを導入に向けて検討してまいります。

次に、災害時の備えとして、防災ボトルを常備することの啓発についてであります。ご提案のありました防災ボトルについては、500ミリリットルのウォーターボトルにホイッスル、圧縮タオル、エチケット袋、ミニライト、ビニール袋、常備薬、ばんそうこう、アルコール消毒綿、ようかん、現金など10点ほどの防災グッズを収納しながら手軽に持ち歩けるもので、警視庁災害対策課がSNSを利用して紹介したところ、反響を呼んだものと承知しております。ふだん防災リュックなどに様々な防災グッズを入れて保管している家庭も多くあると思いますが、日頃の外出時にこの防災ボトルを持ち歩くことで……ちょっと休憩をしていいですか。

議長（高橋拓生君）

暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時36分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

町長（青木幸保君）

大変失礼いたしました。戻って、続いて、「住民への周知の方法や災害時の備えについてのご質問がありました。」から進めさせていただきます。

続いて、住民への周知の方法や災害時の備えについてのご質問がありました。

初めに、人の心理効果を利用して望ましい行動を促す「ナッジ」を施策に取り入れることについてであります。議員ご承知のとおり、「ナッジ」とは、行動科学に基づいた小さなきっかけで人々の意思決定に影響を与え、行動変容を促す手法と言われております。また、人々の心理的傾向や行動パターンを利用し、選択肢を制限することなくよりよい選択を促すことができる効果

があると言われ、公共施設などにおいて人の目につく看板やイラストなどをそっと添えるだけで、利用者がストレスを抱えることなくよりよい効果をもたらしているという報告もなされているところでもあります。当町においても、「ナッジ」による効果と設置を調査研究しながら、施設利用者の利便性の向上に向けた取り組みを検討してまいります。

次に、災害時に取るべき行動が一目で分かる絵文字「ピクトグラム」の活用についてですが、災害時における避難行動は、僅かな時間での情報収集や二次災害、火災、建物倒壊の危険性など状況を的確かつ迅速に判断し行動することが重要であります。また、東日本大震災の教訓や熊本地震、能登半島地震などの大規模災害などの状況から、避難行動計画の策定やマイタイムライン作成など、災害が発生しても迅速な避難行動ができるよう、防災に対する事前の備えが大変重要であると考えております。

議員ご指摘のとおり、避難行動に対して視覚で捉えながら迅速な避難誘導を促すピクトグラム、いわゆる案内用図記号については、遠くからの視認性の確保や避難所等への距離を示すことができるなど、避難情報を伝達することに有効であり、また、外国人観光客が多く訪れる本町においては、外国人支援用ピクトグラムの導入が進めば、より多くの観光客が安全・安心して町内を観光、周遊することができるものと考えております。今後、ピクトグラムの特性を踏まえた上で、町内における避難行動に有効活用できるかを十分研究しながら、導入に向けて検討してまいります。

次に、災害時の備えとして、防災ボトルを常備することの啓発についてですが、ご提案のありました防災ボトルについては、500ミリリットルのウオーターボトルにホイッスル、圧縮タオル、エチケット袋、ミニライト、ビニール袋、常備薬、ばんそうこう、アルコール消毒綿、ようかん、現金など10点ほどの防災グッズを収納しながら手軽に持ち歩けるもので、警視庁災害対策課がSNSを利用して紹介したところ、反響を呼んだものと承知しております。ふだん防災リュックなどに様々な防災グッズを入れて保管している家庭も多くあるかと思いますが、日頃の外出時にこの防災ボトルを持ち歩くことで、災害に対する備えや防災に対する意識の高揚につながるものと考えております。

手軽に持ち歩くことができる防災用グッズとして、今後、各地域の防災学習会などで町民に広く周知しながら、防災への備えに関する普及啓発を図ってまいります。

私からは、以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

真竈光幸議員からのご質問にお答えいたします。

拉致問題の教育教材活用についてのご質問がありました。

北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権と国民の生命、安全に関わる重大な問題であり、解決に向けた取り組みは極めて重要であると考えております。この問題を風化させないためにも、児童生徒に対し理解促進を図ることも重要であると考えます。そこで、北朝鮮による日本人拉致問

題啓発アニメ「めぐみ」や拉致問題対策本部電子図書館で無償貸出ししている電子書籍「母が拉致された時僕はまだ1歳だった」は、拉致問題に関する理解を深める教材であり、児童生徒への教育に活用することにより、拉致問題を人権問題として考える契機になると考えます。

当町においては、平泉中学校の社会の学習において、北朝鮮による拉致問題について学習する機会を設けております。その際には、アニメ「めぐみ」や新聞記事等を活用しながら、理解の促進に向けた取り組みを行っております。また、小学校においては、教育活動全体を通じて人権を尊重する雰囲気を意識的、積極的に造成することを目指しております。

児童生徒の拉致問題について深く認識し、拉致問題を人権問題として考える機会を設けることの重要性は、当町としても、各学校においても認識しているところであります。各学校における人権教育を進めていく上で、今後、北朝鮮の拉致問題に関する電子書籍等を活用することができることを改めて周知し、活用の促進を図るとともに、児童生徒に人権擁護や重要性について理解を深めることができるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

子育て支援施策の拡充について伺ってまいります。

働き手であります現役世代の減少と急速に進む高齢化は、社会保障制度の持続可能性に影響を与えるだけでなく、策を講じなければ国の活力そのものも低下させてしまいます。有効な少子化対策の実施が求められているものであります。子育て支援施策の拡充は、結婚を促し出生率を少しでも引き上げるために重要な施策であります。そこで伺ってまいります。子育て家庭への資金面での支援は大変重要であると思っております。経済的不安を抱えた状況では、子供を産みたくてもためらう人が少なくありません。子育てには費用がかかるからであります。

1日当たり交換する紙おむつ代の費用は、年額にすれば相当な金額となります。0歳児の紙おむつの使用枚数は1日平均7枚、掛ける30日で1か月210枚、金額にして4,600円ほどかかります。また、交換した紙おむつを週2回の燃えるごみに出すごみ袋の負担もまた大きいものであります。こうした家計を圧迫する子育ての用品の一部を子供が1歳までの間の支援として給付すべきと考えます。

答弁にありましたように、国の事業の出産・子育て応援として、経済的支援金10万円が給付されておりますが、平泉では、それにプラスして紙おむつやごみ袋も給付して子育てを支援してくれるところが大事な戦略になるのではないかと考えるところであります。子育て支援には、経済的な支援はもちろんのことですが、こうした心理的な支援も必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

子育て支援につきましては、経済的な支援というのは本当に非常に大事な部分かというふうに考えております。特にも、出産祝金のご質問がございましたが、その中でアンケートを取らせていただいた部分で、特にどの部分で経済的な支援が必要かといったところ、やはり就学前の費用については、特にも支援をいただきたいというようなアンケート結果もございました。おっしゃるとおり、1歳までの部分も含めて、就学前までにかかるおむつ代、それからミルク代などといった部分がございます。一部は国からの妊娠時の5万円、それから出産後の5万円は国の政策ではございますが、他の市町村においては、そういった部分を活用し、独自の出産祝い金などを廃止しているところもございます。しかしながら、当町におきましては、あくまでも町としても支援していくというようなところで、5万円の出産祝い金については継続しているところでございます。

これ以降につきましても、いろんな支援につきましては、今おっしゃった部分を踏まえながら、やはり他の市町村の動向、それから町の財政的な部分も含めながら、支援の方法がどのような方法がいいのか、現金給付がいいのか、それとも物としてその場所場所で、例えば保育所などで使えるようなそういった支援がいいのか、そういった支援の方法については今後やっぱり検討していかなければいけないのかなと思っておりますが、現状としては、今、独自でそのような支援をしておりますので、それらを継続してまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

「私たちが子供を要らないと思う理由」というネットで配信されているニュースが、大きな反響を呼んでいます。インターネットの情報提供会社BIGLOBEが昨年行った調査では、Z世代と言われます18歳から25歳までの未婚者で、「将来結婚したくないし、子供も欲しくない」と考える人が36.1%、「将来結婚したいが子供は欲しくない」と答えた方が9.6%あって、合計45.7%の人が子供を持たない将来を描いているということが調査の結果、分かりました。その理由は、「子育てにはお金がかかる」「仕事と両立しない」「子供を産む環境の課題」、これは買物の不便だったり、交通の便だったり、教育環境だったり、近くに塾がないとか、もろもろ挙げておられます。やはり、こうしたところには有効な施策を打つ必要があるのだらうと思えます。

一人で生きるより、結婚や子供を持つ人生のほうが楽しいと思えるような社会に変えるような努力をしないと、子供は増やせません。この町は、平泉は、結婚やその後の子育ても応援してくれると思わせる経済的プラス心理的に安心させる施策が有効であると考えます。紙おむつ給付金、ごみ袋支給と、そのものずばりの給付策は有効だと思えます。これも、後にまたいきますが、ナッジ効果の一つであります。いかがでしょうか。再度伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

まずは、今お話のあった、結婚についての民間調査の部分については、私も存じ上げておりま

す。特にも、国の、今の計画のこども未来戦略の中でも、今の結婚観、それから子供の出産に関してもいろいろと分析をされているようでございます。結婚については、当然強制的なものではなく、それぞれの意思の決定というふうな部分がございますが、経済的な支援の部分もございまして、一方では、その価値観、それから自分の人生の余暇、そういった様々な要素も絡んできてくるものというふうに考えております。

支援の方法につきましては、今、再度、ごみ袋それからおむつというふうなことでまた質問をいただいたところでございますが、支援の方法について、金額的なもの、それから地域での支援の仕方、そういった様々なものも踏まえながら、子供を産み育て、ここに暮らしたいというふうな意思が出産、結婚へつながっていくと思っておりますので、全体の、この町で産み育てたいというふうな環境をどのように持っていくかというようなことを改めて、関係課も含めて、そういったところでの協議、検討をした上で支援の方策を決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

もう一押しだけここを触れておきますけれども、ミルク代にも触れておきますが、月に800グラム入りのミルク缶1缶、母乳と併用した場合はなりますけれども、平均3,300円、月にかかります。紙おむつやごみ袋と合わせれば、月に1万円ほどの費用がかかるのです。子育て家庭への負担は大変大きいというのが現状であります。

さらには、その期間、仕事を休まなければならない状況があれば、費用を負担する収入面でも不安が非常に残ることになります。結婚をためらう、子供を産むのをためらうことの原因の大きな要因となっているのは、こうした子育て費用がかかるということでありまして。やっぱり、ここには何らかの施策を打つ必要があると思っております。平泉に年間生まれる20人台の子供に、月額1万円の紙おむつ代、ミルク代、ごみ袋代としての給付措置をやったとしても、年額300万円未満で足りるわけでありまして。もっと具体的に踏み込んだ子育て支援策の拡充を提案するものであります。もう一度だけお願いします。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

子育て支援に関しての支援につきましては、町長が答弁した部分以外にも、国の施策として、近年、コロナ禍の影響もありましたが、子育て世帯に対しては5万円といった支援も継続されてきているところでございます。その中で、国もそうなのですが、子育てをしている世帯だけの支援が果たして出産、そういったものへの影響というのがまだ検証されている部分ではないかと思っております。

ですので、子育て家庭への支援というふうな部分につきましては、再三ご質問をいただいて、そういった金銭的な部分の支援による経済負担を軽減していくという部分もございまして、町と

しての地域経済の活性化も含めた上での人口政策それから少子化問題、そういった部分は金銭的なものだけではなくて、先ほど来答弁させていただいておりますが、やはりこういったものが効果としてあるかという部分を併せて、経済的支援をやらないというわけではなくて、総合的な部分を検証していかなければならないのではないかなというふうに考えております。ですので、今すぐさらに給付支援をしていくというふうなことではなくて、もう一度そういった部分を総合的に検討しながら、必要に応じて経済支援も考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

次にいきますが、同様の趣旨なのでありますけれども、出産祝金について伺っていきます。

出産祝金は、誰のためにあるのか。本旨は、子育てに主とする経費への支援であるわけですから、現行の平泉商業組合商品券では、前述した紙おむつ、ごみ袋、ミルクなど、子育て世帯が本当に必要としていて、最も支出負担の大きい用品に充てられないという現状をどう見るかということです。ここは、やっぱり見直しはぜひとも必要ではないかと思うのです。生まれてきた子供を地域、町全体で祝福しようという意味を込めている、そうであれば、やっぱりこれは見直す必要があるのではないですか。見直さないとするその根拠は何でしょうか。伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

出産祝金につきましては、先ほど町長が答弁したとおりでございますが、まずは、出産に関して、平泉町全体、地域でまずお祝いをするというような意向もございます。ですので、今おっしゃるとおり、商品券では子供用品が町内で取り扱っているところがなく、そういったものがじかに買えないのではないかと。ですので、子育て支援と言いながら、そういった部分については利用が不便なのではないかというふうな意図の質問かと思いますが、やはり第一義的には、確かに子供のものを直接買えればいいのですが、間接的に言えば、その家庭へのお祝いの支援というふうなことでも捉えておりますので、地元の方に、先ほど来、今後の取り組みの一つになるかと思いますが、やはり商品券をもらった際に、その商品券に「出産祝い金」的なものを表記して、そういったものを活用してもらえれば、地域でも確かに新聞や広報などでも存じ上げるところもありますが、じかにやはりそういったものの利用を通して、地域の皆さんが、お祝いができるような機会を設けるためにも、このような商品券の活用をこれからも進めていきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

来年、令和6年度の出産祝金、予算は150万円計上しております。新生児30人を想定しているわけですが、本町の令和5年、今現在で生まれた子供は合計何人になっていますか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

直近の3月に入ってからも出産された方がいたので、現状としてたしか21名で、3月末の予定を含めると、24名の予定になっているところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

そうすると、この24人に支給される出産祝金が掛ける5なので、120万円、そのうちの現金が2万円だから、48万円。商品券が72万円。つまり、子育て世帯の生まれた子供に必要な費用のほうが少ないということになるのです。

時間がないので急ぎますけれども、それで、3つ見直し策を検討できないか伺いたいのですが、1つは、5万円を全額現金給付にする。2つ目には、現金2万円を3万円に増額して、商品券を2万円にする配分の見直し。3つ目には、商品券3万円の給付内訳をドラッグストア、コンビニ、スーパーでも使用可能な共通商品券を1枚入れる、こうした構成の見直しを検討できないか。これですと、特に予算金額を変えなくても、より子育て世帯の使い勝手のよさを図ることができる、こう提案するものですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

3つほどのご提案をいただきました。十分に検討する内容かと思いますが、アンケートの調査の中もご覧になっていただいたと思うのですが、金額の内訳でどうでしょうかと、実際受給された方に調査をさせていただきました。当然、母数は少ないところでしたが、その中で、現在のままでいいという方も大体30%、全部現金のほうがいいという方につきましても、やっぱり45%ほどありました。そして、配分を変えたほうがいいという方も同じく30%ぐらいというふうなところで、実施開始してから今年度で3年目でございます。子供の数もそれほど多くないので、そういったアンケートの結果というのも、母数としてはなかなか一概に、このほうがいいというふうなことは言えませんが、そういった意向なども踏まえながら、今のようなご提案も含めて、このアンケートと照らし合わせながら検討はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

ぜひ、そのようなことで前向きに検討していただきたいと思います。

次に、子どもの遊び場、居場所づくりの整備について伺いますが、子育て家庭が望むもので多いのが居場所であります。休日に親子が共に過ごせる環境が必要でありまして、雨の日、雪の日など屋内で過ごせる場所として、町の遊休施設の活用はどうかと考えておったのですが、残念ながら、旧図書館は取り壊すことになってしまいました。この建屋を活用できる方策については、十分検討はされたのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

活用につきましては、平泉町が起債の条件として社会教育施設だった目的を変えて使用することはできませんでしたので、したがって、民間に売却するという方法か、解体して新たに活用を検討するという事柄の選択がございましたけれども、特段、市街地ということもございまして、今後、行政目的で使うという方針の下で、そこは取り壊すという方針に至ったところでございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

今、総務課長がおっしゃったとおり、例えば民間企業に無償譲渡して活用を図るという手はあったのではないかとこのように残念に思っているのです。せっかく、町にはスパルタキャンプの卒業生だったり、まちづくり協力隊だったり、運営を委託して居場所づくりに利用できる方向はなかったのかということに少し残念に思っておるところです。この跡地利用についての方向性はどのようになっていますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今後、このまちづくり全体の計画を考える中で、地域の皆さんの要望等も伺いながら、今後活用を検討していくことになろうかと思いますが、当面、その間は更地というような形で、市街地ということもございまして、環境面、景観面とか配慮しながら、そのような形で活用が決まり次第、計画を公表していくことになろうかというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

答弁要りませんが、この跡地については、ぜひ公園整備も検討の材料に入れていただければいいのかなというふうに思います。場所的にも、エピカ、役場、保健センター、社協、子ども支援課などとちょうど連携できる最もいい環境だと思われまして、そのような形での公園整備も検討いただければと思います。

次にいきますが、人の心理に訴えて施策を推進するナッジ効果について伺います。

ナッジというのは、肘でつつく、背中をちょっと押すという意味ですが、よりよい行動を自発的に選択するように導く行動経済学的手法であります。京都府宇治市の例ですが、市役所の入り口の床に黄色の矢印を描いて、その先に手指消毒液を設置したところ、利用者が1割増えたということでもあります。また、洗面所に、隣の人は石けんで手を洗っていますかという、尋ねるポスターを貼ったところ、石けんの消費量が約4倍に増えたという報告があります。新型コロナウイルス感染症予防対策として設置した消毒液も、だんだん利用する人が少なくなってきました。この効果ですと、経費もかからず、すぐにでも取り組めると思いますので、本町におきましても、公共施設の手指消毒液までの床に矢印で誘導することを実施してみてもいいかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、議員ご紹介がございましたけれども、宇治市の例につきましては、調べさせていただいてありますが、大事なのは、やはり感染を広げないための感染防止対策の一つということでございますから、そういう対策の中でナッジの手法も使われるということは承知しております。

平泉町の公共施設においては、町民の皆様が積極的に手指消毒をして感染対策に協力いただいているというふうに理解しておりますが、今の矢印をすることによってどの程度増えるか保健センターとも話しながら、必要に応じてそういう矢印誘導といったこともある場所にとっては必要かもしれませんので、検討いたしたいと思います。いずれ、感染させないために自分も感染しないというような考え方が必要だというふうに、それが一番大事だと思いますので、必要に応じてナッジを取り入れて、そういう対策も行うことも一つの手だてだというふうに思いますので、検討してまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

学校現場にも聞いておきますが、学校での手洗い、うがいの励行に赤とか黄色とか、印象に残る色合いにしたポスター、ウイルスの絵を全面にあしらって嫌悪感を高めること、生活習慣化を促せるのではないかと思います。学校現場としての取り組みもいいのではないのでしょうか。伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

現在、学校現場におきましては、そのような表示というようなところでは、まだ実施していないところもございますので、今後、そのような件に関しましては、学校等と検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

ぜひ、経費はかからない部分ですから、アイデア次第でいかようにも効果が期待されると思いますので、ぜひ検討を深めていただきたいと思います。

同じ視点で、ピクトグラムでありますけれども、多数の外国人観光客が訪れる世界遺産を有する本町においても、災害時の速やかな誘導には言語を有せずとも取るべき行動を示すピクトグラムを活用する意義は大変大きいものだというふうに思います。これも、早期に導入の検討をいただきたく、提案をしておきたいと思います。

1つだけここを質問しておきますが、地震のとき、または大雨の際に取るべき行動、登下校時に不審者や車に注意することなどのピクトグラム図案とその設置場所などを子供たちに公募するとかという取り組みを検討してみたらいかがでしょうか。これは、この質問を今日やる前に、2、3日前、NHKのニュースでありましたけれども、大船渡市の吉浜小学校が、津波の際の避難経路を一目で分かる絵で示した看板を児童が作成して、大変評判を呼んでいます。本町においても、こういったこと、取り組みとしていかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

ピクトグラムの活用というようなところで、大船渡市の例がございますので、そのような事例を調査しながら、学校と検討しながら子供の安全について取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

では、次に、防災ボトルでありますけれども、これです。こういうふうに詰めてみました。これ、非常に入るものです。この中身については、答弁にございましたように、10種類の品物が入る。さらに、この中に簡易レインコートと保温用のアルミシートも入れ、もしくは筆記用具なども、まだまだ余裕があります。これを広報誌のほうに掲載をするということで啓発活動をするという取り組みはいかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

町長の答弁にもございましたが、学習会等で実際に実物を見てもらって、そういう普及啓発を行うというようなこと以外に、普及啓発活動の中では、広報やホームページで紹介するといったことも一つの取り組みかと思えます。いずれ、この防災知識の普及、こちら、非常に重要な要素

でございます。事前の備えとして、町民の方に十分理解していただきたい部分でございますので、今のご提案のことは、ぜひ機会を見て、そのときには防災意識を高めるための記事の中で紹介するといったようなことで取り組みを検討させていただきたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

これは、同じように、学校現場でも、家庭が児童生徒に持たせるような啓発も考えてみてはいかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

防災ボトル等に関しまして、現在、このような取り組みは実施していないというようなところで、各家庭には、防災ボトルがどのぐらい備えてあるかというようなところもございますので、その件に関しましては、各家庭におきまして調査しながら、今後そういう常備すること、子供に持たせるというようなところも踏まえて、今後、各家庭等のアンケート等を実施しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

ぜひ、このいつ来るか分からない災害への備えとして、防災グッズもいろいろ販売されておるのですが、簡単で場所を取らずに携行できるこうした防災ボトルの普及に努めていただきたいというふうに思います。ノアの箱舟がありますけれども、ノアは箱舟をいつ造ったのか。答えは、雨が降る前です。ぜひ活用をお願いしたいと思います。

最後になりますが、拉致問題の電子書籍の活用について伺います。

政府の拉致問題対策本部が教育現場に無償配布しております電子書籍についてですが、拉致被害者の田口八重子さんの長男の飯塚耕一郎さんの半生を描いた「母が拉致された時僕はまだ1歳だった」が評判を呼んでおります。学校教育現場でのタブレット端末で児童が読み、拉致問題への理解を求めるものであります。令和4年3月会議での質問時にも、教育長は、「拉致問題は人権問題として考える機会を設けることの重要性を認識している。活用の促進を図ってまいりたい。」今回と同じ答弁をされております。

この「母が拉致された時僕はまだ1歳だった」は、子供たちの理解が得られやすい漫画であるということも、児童たちが拉致について考えられる共通の教材として有効であると思います。ぜひこれは活用すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

この拉致問題に関しまして、拉致問題を教育現場で扱うという意義が2つございます。1つは、この著しい人権侵害、国家による人権侵害がまだ解決されていないということを今の世代だけではなくて、次の世代、若い世代にしっかりと引き継いでいこう、つなげることとか広げることの重要性がまず1つ。それから、もう一つは、この拉致問題を通して、子供たちにやはり人権意識をしっかりと持ってもらうということがとても大切でございます。その一つの教材として、まず平泉町でやっているのは、アニメの「めぐみ」を中心に、今まさに人権教育、拉致問題による人権教育の波及を今、狙っているところでございます。もう1つ、この「めぐみ」のよさは、めぐみの立場と、それからめぐみを待つ両親の立場と、その2つの視点で、とても子供たちにとって分かりやすく描かれている教材としてとても効果的であるというふうに考えております。加えて、この新しくできた「母が拉致された時僕はまだ1歳だった」という教材も、やはりすばらしい教材だと思いますので、「めぐみ」と併せてこれから普及していきたいと思います。

ただ、この教材は、学校でメールを登録して、そしてIDとパスワードを受け取って、貸し出す児童生徒にIDとまたパスワードをもらうというような、手続きがかなり煩雑になっていますので、これは、子供たちが使用するものですから、もう少しハードルを下げて、気軽に視聴できるような要望もこちらからしていきたいというふうに考えております。もちろん、内容はすばらしいですので、働きかけてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

今、教育長が答弁されましたように、IDとパスワードを受ける児童生徒が各自ログインをして使う、確かにハードルが高いといえばハードルが高いのかもしれませんが、ぜひそうしたものを通して、「私たちに何ができるのでしょうか。」「声を上げることです。」こういう授業展開をぜひ取り入れていただきたい。作文コンクールもしくは感想文、感想のコンクール、校内でもいろいろあるかと思いますが、そうしたこともぜひ取り入れを行っていただきたいというふうに思います。

最後に、町のホームページについてでありますけれども、令和4年の3月会議においてホームページに外部リンクを貼って、町民への啓発を求める質問をしたところでございました。そのホームページでの現在のリンクする場所が町民福祉課の中の随分と下のほうにあって、なかなか一般では目に届きづらい部分にある。ホームページというのは、そのものずばり、ブラウザの最初のページ、トップに置かなければなりません。ホームページを開設するに当たって、ぜひとも検討いただきたく申し上げまして、私の一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで真竈光幸議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時29分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告2番、千葉勝男議員、登壇、質問願います。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

今期最後の議会において登壇をさせていただきました、千葉勝男でございます。3月議会はお別れ議会とも言われておりまして、今期最後の議会となるところであります。

石川県能登半島地震が発生してから2か月余りたちましたが、最大震度7の揺れと津波、新年早々大変な災害に見舞われたことは、私たちにも大きなショックを与えたところであります。また、被災をされた皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々に哀悼の誠をささげます。

さて、昨年8月19日でございますけれども、本平泉町においても集中豪雨があり、大きな災害が発生をしました。中でも、大平町道の側溝が塞がり、あふれた水が民家に濁流となって流れ込み、危険を感じ、役場と7分団に連絡、消防団員の勧めで公民館に避難をしました。翌日、当局によるいち早い対応をしていただき、避難は1泊だけで済み、元の生活に戻ることができました。また、19区の民家の裏側の土手が崩れ、土砂が床下まで入り、床を持ち上げるなどの大変な被害が発生をしておりました。

そこで、防災について伺ってまいりますが、近年、先ほども申しておりましたが、災害は忘れないうちにやってきております。地震災害、あるいは、豪雨災害、ミサイル攻撃などあった場合の、本町での備えはどうなっているか。また、防災マップの見直しも含めてお伺いをするものであります。

次に、町長施政方針で述べている空き家対策の推進について伺うものであります。

特別措置法一部改正に伴う対応方針について検討すると言っておりますが、その内容説明をいただきたいものであります。

次に、国道4号線佐野地内にある旧ドライブインについて、どのような認識でいるか、景観の観点からお伺いをするものであります。

次に、今回の町長の施政方針演述の中に、人口減少問題について触れておりませんでした。この件についてどのような認識でいるか伺うものであります。

次に、地域おこし協力隊への委託事業の進捗状況について伺うものであります。

地域おこし協力隊への委託事業の進捗について、特にも、バイオレジリエンスのまちづくり、ヤーコンクラフトビール醸造についての進捗状況をお伺いをするものであります。

以上、明快な答弁を求めます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

千葉勝男議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、防災対策についてのご質問がありました。

地震災害または豪雨災害、ミサイル攻撃などあった場合の本町での備えについてであります。地震災害、気象災害等への対応策については町地域防災計画において、また、武力等の攻撃などへの対応については町国民保護計画に基づいて行っております。

地震災害、気象災害においては、県と自治体間で連携を図る「災害情報システムLアラート」を活用しながら、災害発生時には迅速な情報の収集と災害レベルに応じた対応を行っており、防災行政無線などを通じて町民に迅速な情報提供を行っているところであります。

武力攻撃での弾道ミサイル情報や緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報については、Jアラートシステムを活用し、町の防災行政無線により町民に瞬時に伝達する体制を備えております。

また、防災マップの見直しにつきましては、令和3年3月に改定して以来、国の災害基準レベルの見直しや土砂災害区域の追加指定など、防災情報が日々更新されておりますことから、次年度において防災マップの改訂を行うこととしており、防災に関する研修会などを通じて十分な周知を図りながら、新たな防災マップを活用した防災対策に取り組んでまいります。

続いて、空き家等対策の推進についてのご質問がありました。

初めに、（1）の法改正に伴う対応方針についてであります。全国的に増加する空き家問題の解決を図るべく、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、町では、空き家問題に対する考え方を明確にするため、平成30年3月に「平泉町空家等対策計画」を策定し、空き家対策についての施策を計画的に推進してきたところであります。

本年6月に空家等対策の推進に関する特別措置法の改正があり、周囲に影響を及ぼす特定空家等の除却等のさらなる更新に加え、影響を及ぼす前の段階から空き家等の有効活用や適切な管理を確保し、空き家対策を総合的に強化が図られたところであります。

今回の改正内容を踏まえながら、「平泉町空家等対策計画」の改定を令和6年度に行う予定であり、改定と併せて、新たな制度への対応方針についても検討し、さらなる空き家対策の強化に努めてまいります。

次に、佐野地内の旧ドライブインへの認識、対応についてであります。「空家等対策の推進に関する特別措置法」の特定空家等という定義に該当するか判断する「平泉町特定空家等判断基準」を平成31年2月に定め、平泉町空家等対策協議会において、平成31年3月に、佐野地内の非住家を特定空家等該当物件として調査し判断しております。判断結果につきましては、景観を損なっているものの、建築物の倒壊、屋根や外壁等が脱落、飛散等のおそれもなく、継続審議となったところであり、経過観察を行い、状況把握に努めているところであります。

続いて、施政方針演述において、人口減少問題についてのご質問がありました。

人口減少問題につきましては、日本全体の大きな課題として捉えておりました、国における対応とともに、全国の都道府県や市区町村においても様々な対策が講じられているところであり、課題解決に向けて効果的な施策を模索しながら取り組みが進められているものと認識しております。

本町といたしましても、「人口ビジョン2021」を策定し、目指すべき取り組みの方向性を示しているところではありますが、施政方針演説においても、それに沿った形で雇用対策や子育て環境の整備、関係人口の創出などに取り組むこととしており、様々な事業をパッケージとして実施しながら、効果を上げるべく取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、地域おこし協力隊への委託事業の進捗状況についてのご質問がありました。

活動1年目となる本年度は、まずは、町を知るために地域の行事への参加やお手伝い、地域懇談会への参加など、町民とのコミュニケーションを図りながら町の課題を把握し、今後の活動の方向性を見いだすために意欲的に活動した1年でありました。

隊員の活動内容につきましては、まず、6次産業化に取り組んでいる河野隊員においては、町内産の米粉やもち粉、リンゴを使った焼き菓子をメイン商品として試作を続けているほか、カフェの開業に向けて、現在、テナントを探している段階となっております。

同じく、6次産業化に取り組んでいる新井隊員においては、主にヤーコンを使用しての商品開発を進めており、特にヤーコンビールにつきましては、5月中旬をめどに試飲会を開催できるよう準備を進めておりますが、併せて、その後の製造、販売などの課題を整理し、1つ1つ解決していく方策を検討しているところでもあります。そのほか、ヤーコン茶やヤーコンのみそ漬けなどの6次産業化商品についても、生産者と協力しながら商品化に向けて取り組みを進めているほか、ヤーコンを活用した堆肥やエタノール燃料の実験にも着手しており、今後、事業化できるか実証実験を重ねながら検討していくこととなっております。また、本年4月には、新井隊員を中心に生産者の方々と、仮称ではありますが、ヤーコン研究会を設立するため、現在、準備を進めております。ヤーコンの栽培管理、品質向上、6次産業化商品の開発研究を引き続き進めていく予定となっております。

デジタル化推進に取り組んでいる山内隊員においては、町民がより身近に情報が入手できるよう町公式LINEの開発を進めており、令和6年度の運用開始に向けて準備しているほか、役場DX推進ワーキンググループのアドバイザーやスパルタキャンプの運営サポートスタッフとして活動しております。また、町民や事業者等からの要請を受けて出向き、IT化の相談やアプリ等の開発、スマートフォン等の操作のサポートや機器の設定など、町内のデジタル化への支援に取り組んでいるほか、令和6年度から取り組む予定としている、子どもたちを対象としたデジタル教育の準備を進めているところでもあります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

大変ご答弁ありがとうございました。

いずれこの災害というのは、近年は、この地方にはそんなに大きな災害はありませんが、私が生まれてから、多分ご案内の方もいるかと思いますが、アイオン、カスリン両台風が発生した、これが最大の災害だったと思っております。平泉の駅前の辺りにも、その水害に遭ったラインが引いてありますし、長島側にあつては、開田碑の三角の頭の部分が出たきりで、隠れるほどの大水害があったということは、ここにいる皆さんは若者ですから知らないだろうと思うけれども、そういう災害が起きたのです。

ですから、私が言いたいのは、武力攻撃などの弾道ミサイル情報や緊急地震速報などの対処に時間的余裕がない事態に関する情報については、Jアラートシステム、町の防災行政無線によってお知らせをするのだと。私の言っているのは、こんなその辺さ雨降ったぐらいのことではなくて、もう少し大きな災害が起きたときの備えはどうなるのですかという質問ですから、再度ご答弁をいただきたい。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

豪雨災害ですけれども、いずれその備えといいますのは、やはり自助、共助も含めて、町ぐるみで防災対策を進めるということについて、まず、町民の皆さんに理解をいただきたいということから始まります。それで、防災設備等も不備があればちゃんと整えておく、つまり、今般の豪雨災害による道路側溝であるとか、あるいは、個人で言えば、擁壁を設置することを促すとか、そういった形で、まずは人命、自らの人命、身体、財産を守る行動を取っていただくために必要な知識を普及していくということ、それを理解していただくということが前提となります。あとは、避難するに当たって、弱者、避難行動の要支援者、障害を持っている方とか、高齢者の方とか、妊産婦、幼児、そういう家庭について、地域で常にそういう災害が発生しそうな場合に避難の救助をしていただくというようなことですので、先ほどご紹介のありました今年の17区の避難行動というのは、地域の自主防災組織が有効に働いてちゃんと機能していたということで、大変町のほうでも感謝申し上げます。

やはり一番身近なところですぐ行動できるというのは地域の皆さんですから、そういったときに、消防団であるとか、そういう地域の防災に詳しい方、こういった方についても、町のほうで計画的に防災士の資格を取っていただくような対策を取っています。つまりは、最終的には人です。1人1人が防災の意識を持って、必要な知識を持って取り組むということが必要ですし、大きくは町のほうでの対応が、今の豪雨の関係で申し上げますと、避難をするタイミング、避難を呼びかけるタイミングを逸することなく、ちゅうちょなく避難をさせる。現在の気象データというのは精度が高くなっていますので、それを先回りして避難をさせるといったことも、これから必要になってくるかというふうに思います。

そのときに、十分な理解がないと、今まで大丈夫だったから避難しなくてもいいだろうというようなことにもつながりますので、そういったことが重要であるというふうに考えております。

避難レベルに応じた避難の指示を的確に、つまり、情報を町民の皆さんに、Lアラートという話がありましたけれども、防災無線も含めて、あらゆる情報伝達手段において、現在の状況であるとか、今後の見通し、それらを迅速かつ正確に伝え、それを継続的に行って、自分の身の安全を守る行動を取ってもらうといったところが大事だということです。そういったことを地域防災計画を見直す中で改定を行いますし、それを皆さんに分かりやすくお知らせします。そしてまた、それに続いて防災マップを作り直すということは、常日頃から自分の住んでいる場所、あるいは、通勤する、通る場所について、どのような災害のリスクがあるかということを知っていただくということも必要かというふうに思います。

そして、地震、停電になった際に、必要な備品、防災ボトルのお話もございましたけれども、食料品を備蓄しておくとか、そういったことも含めて、町民の皆さんに高い防災意識を持っていただくということを繰り返し、繰り返し情報提供し、また、地域においても訓練をしていただくといったような形で、町ぐるみの防災の取り組みをこれからも進めてまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

ハザードマップの関係ですが、ここに大平のため池のマップがありますが、この池は、非常に泥がたまってしまうと、水量も3分の1ぐらいになったのかな、そんな状態なのです。何年か前に大雨が降ったときに、土手まで揺れて、水がたばたばになって道路にあふれてしまって、道路が川のようにになりました。そんな状況がありますから、ぜひため池というものの、非常に大切なものではありますが、そういうものの管理等々についてどのような認識でいるかお伺いをしたい。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

ため池の土砂の堆積については、そのため池に限らず、各ため池で問題になっているところがございます。しかし、放射能の問題がありまして、排除するには各種の問題が出てきますので、それらの対応を考えた上で、対応を検討していく必要があるだろうかなと思っております。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

ここではため池と言いますが、いわゆる消防に関わる部分の池に、前にも話しをしたことがありましたが、大分泥が塞がって水量がないと、万が一のときどうするのだろうかという思いがありました。今お話しされたように、汚染されている泥をどこに持っていくべやというお話をしていますが、現実問題として、それだけ言っていたのでは、水量が足りない防火水槽の場合どうなるのですか。そこら辺りは十分に私は何とか考える必要があるのだろうかというように思っていますが、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

ため池、それから、防火水槽の今の泥、いわゆる汚染土壌の関係でございます。

おっしゃるとおり、現場から移せないというふうなことで長年このような対応でしたが、実は、今、環境省と近隣市町村でも同じような課題になっていることから、たしか今月にも、環境省とその状況調査の話合いなどをしながら、来年度早々にため池の水を抜くかどうか、抜かれても困ると思うので、何らかの方法で調査をさせていただいて、そういった部分を排除するような格好で、今後、国とも協議を進めていくこととしておりますので、できるだけそのような対応を早めに進めさせていただいて、ため池、防火水槽などの活用、今までどおりの活用ができるよう対処してまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

次に移ります。

2番目の空き家対策の関係ですが、いわゆるその法改正にあつては、特定空家化を未然に防止する管理の確保が求められていると思っておりますが、どのように対応するのかお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

お話どおり、法改正される前は、特定空家のみ措置命令等ができました。今度は法改正により、特定空家になる前の管理不全空家についても、町として命令、指導、勧告ができるようになります。ですので、まずは、その管理不全空家の判断すべき基準を作成する必要があります。それについては、空き家の対策協議会の中で検討してまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

特定空家、あるいは、その管理不全空家への対応をすることは当然のことではあると考えますが、その前に、空き家になり、管理ができなくなる前の対策が重要であると考えことから、そのために、相続、維持管理、解体、賃貸、あるいは、売却、持ち家の空き家についての悩みを相談できるような空き家相談窓口というものの開設は必要であろうと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

空き家に関して問合せがあった場合には、岩手県において空き家相談窓口を開設しておりますので、そちらのほうにご紹介させていただいております。

また、町では、岩手県行政書士会と行政手続に関する連携協定を結んでおりますので、その中の取り組みとして、相談窓口、また、相談会などを検討していきたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

次に移ります。

4号線沿いの旧ドライブインの関係ですが、ご答弁の中にあっては、外壁が飛んだり、屋根が飛んだりしていないから検討中だという話はされておりますが、これが万が一、屋根が飛んだり、外壁が飛んだりしてからは、私は遅いと思うのです。今のうちに対処するなり、それなりのきちっとした取り組みをしないと、トラックにいつ屋根がぶつかったとか、人にぶつかったとかということになったのでは、私は遅いと思うのです。

議長（高橋拓生君）

岩淵建設水道課長。

建設水道課長（岩淵省一君）

法改正される前は、特定空家として判断できなかったことにより、勧告等はできませんでした。ただ、この法改正により、管理不全空家として判断できれば、勧告、命令等はできるようになりますので、管理不全空家の判断基準をつくった上で、その非住家が管理不全空家になるかどうかを判断させていただきます。そして、もし管理不全空家となった場合には、町として適切な措置を講じてまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

今も申し上げましたが、いずれ事故等が起きないうちに対策をする必要があるのだろうと、こんなふうには思っていますので、ぜひ検討ばかりしていないで、やるのならやるというふうにはしないと、長引くばり長引いて大変なことになってからでは遅いというように私は思いますので、どうぞ配慮いただきたいと、このように思います。

それから、3つ目ですが、今回の施政方針演述の中で、人口減少問題というものが町長から示されなかったという、そのことが気になって、子育て支援等々でそれはカバーしているのだという考え方もあろうかと思いますが、これは、私から言わせればそうではないと。やっぱり頭出しで人口減少問題はこのように取り組むのだという、私は姿勢が欲しいと思うのです。そのために、今回、ここの人口減少問題についても取り上げました。

これは、私も何回もこれ言っていますから、何回言っても進むというものではありませんが、いずれにしても取り組む姿勢というものを私は大事にしてほしいなという、そんなふうには思っています。

町長、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ただいまのご質問であります。以前にも議員からは人口減少問題についての課題に様々についてご質問を伺っておりますし、今回の方針演述も、まさに国挙げて取り組むのみならず、町としても人口減少の問題が全てであります。それについて、今回の施政方針については、きめ細かに、1つ1つの施策が全て、子ども・子育てのみならず、様々な産業の振興であったり、教育の課題であったり、福祉の政策であったり、全ての政策がそこに直結する内容の部分を、人口減少について引き続き取り組みますという、それを47分間にわたって、1つ1つ懇切丁寧に、私の立場からは、皆さんに、そして、町民に分かっていただくような、きめ細かに方針演述をさせていただいたところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

いずれ、先ほど一般質問の中でも様々な提案もされております。そうした多くの課題に向けて、さらに、今までこの3年、4年というのは、特にコロナ禍という中で、非常になかなか踏み出せない部分もあったやに思います。しかし、今、経済も動き出してきておりますし、なおかつ、今まで内に籠もりがちな部分をさらに新たに発信していく、令和6年度は、そういう意味では大変大事なことだというふうに思っております。

議員ご指摘のとおり、それをただ字句で表現するのではなく、それを、さらに現実的に今回提案させていただいておる予算と一緒に抱き合わせながら、それを積極的に人口減少に対しましてさらに邁進してまいりますので、特段のご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

私から申し上げるまでもなく、本当に岩手県でも人口減少は年間1万以上減っている。それから、若年女性の県外流出というものも3,000人を超えていると言われております。当然平泉町においても同じことが言えると思っておりますが、令和5年1月の平泉の人口は7,023人でした。一年後の本年1月の人口は6,873人で、150人減少しているということになります。特にも岩手県では、達増知事だって人口減少に前向きに取り組むと言っております。

担当課のほうで、いわゆる人口減少のシミュレーションをしておりますが、私が今申し上げた、この計算でいくと、10年後の人口は、多分5,373人という私は計算をしました。シミュレーションにあっては、令和22年に5,400人程度を確保すると、確保すると言っているのです。本当なのかなと。大丈夫なのかな。こんなにゆっくりゆっくりではなく、もっと早く進むのではないかとこの懸念があります。いかがですか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今、人口減少と申しますか、将来推計のお話をいただいたところでございますが、2021人口ビジョンを策定した際に、国立社会問題研究所のほうで発表した、人口減少がかなりの速度で減少するというふうな数字が示されたわけでございますが、その数字が、平泉町で申しますと、2040年に4,691人というふうな試算になっています。これは、つい先日、また新たな数字が出たわけですが、今手元にございませぬけれども、さらにその減少スピードが進んでいるというふうな結果が示されたところでございます。

これにつきましては、当町においても、今議員からご指摘のありましたとおり、2040年に4,600人になるものを、様々施策を打ちながら5,400人に減少スピードを抑えるというふうな内容になっていたところでございますが、現在のところ、独自推計のスピードはややそれよりも早い感じで減っていると、議員ご指摘のとおりというふうになってございます。

今、この人口減少の問題について、様々国でも検討されていて、そして、県でも、議員から今ご指摘のありましたとおり、県では特別に取り組むということで、特に小規模町村に支援をするというふうなことで、今、県議会のほうでも新年度予算に絡めて、人的配置、あるいは、予算的な支援というふうなことで今検討されておりますので、その県の方針としっかり連携をした形で、この5,400人をしっかり目指す、目指すといいますが、増える分については当然増やしたいというふうなところはやるわけでございますが、今、全国において、財政の豊かなところはお金を配ってというふうなこともあるわけですが、果たしてそれが人口の増加につながるかどうかという検証もしつつ、やはり、そうなるとう度自治体間の競争ということにもなっておりますので、特に小規模の町村にとっては、やはり国にそういった対策をしっかりとっていただくというものを併せて行いながら、先ほど町長が申したとおり、平泉町は平泉町で独自の取り組みを当然今後も継続して、5,400人をしっかり確保するように今後も進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

そう望んでおります。

若干農済の話をしてますが、農済でも、農家が激減している関係上、それに伴って農済に加入する人がどんどん減ってしまって、そのことによって岩手県の県南部、盛岡から南ですが、花巻市が、いわゆる本所になる。奥州が県南基幹センターとなって、どんどんと小さく縮小されてしまうのだという。そういうふうになってくると、本町だって存続するの大変難しくなるのでねえかという心配をしています。

それと、平泉町は世界遺産の町ということで、日中であっては観光客もどんどん来る。夜になると、人のいない町になってしまうのではないかと、そんなふうに私は思ったりしています。

そんなこともありますから、今回のこの人口減少問題を取り上げたわけでございますが、いずれにしても、当局も、私どももそうなのですが、やっぱりこの問題には懸命に取り組むというその姿勢は、先ほど町長のお話を承ったものですから、それは安心をしております。

次に移ります。

次は、地域おこし協力隊の関係ですが、新井さんと言いましたか、その方が、これから様々な取り組みをするというお話をいただきましたが、この地域おこし協力隊というのは、永久にいるものなのですか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

地域おこし協力隊の制度につきましては、1年更新で最長3年まで国の財政措置があるということになります。委嘱できるのは3年間となりますが、この3年間の中で、その地域に根差すような活動をし、そして、その後の起業等につなげていくような活動をしていただくという3年間になるというふうに認識をしております。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

そうですか。

先ほどの答弁が、あまりにもゆっくりした息の長い答弁なものであったのですから、そんなにそんなに長い時間かけて、ヤーコンビールだったり、そういうものができるのかなど。

一番私が気になったのは、ヤーコンを活用した堆肥とか、エタノール燃料の実験にも着手すると。それから、ヤーコンのお茶だとか、ヤーコンのみそ漬け、いろいろお話しいただきました。そんなにそんなに取り組みができるのでしょうか。

それから、こういう計画をするということは、ヤーコンも必要です。どこに頼むのですか。面積はいくらですか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

ヤーコンを活用したいろいろな方法、例えば、お茶ですとか、みそ漬けですとか、こちらのほうは生産者の方々と協力して、お茶についても、みそ漬けについても、ある程度はもう完成しかけているというような状況でございます。そのほかに、新井さんが個人的に、そういった肥料ですとか、エタノールの実験を令和5年度中に行ったというところでございまして、そちらにつきましては、今後実証実験をしていかなければいけないというような段階だという話を聞いております。

それから、今後のヤーコンの栽培に関してなのですが、令和5年度は12名の方が栽培をしております、令和6年度については8名の方が生産していくというような予定となっております。面積的には4人分若干減るのですが、収量的には、令和5年度並みの収量に、4トンから5トンぐらいの収量になる予定というふうになっております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

ヤーコンを買い付けするときに、例えば、単価はいくらか。それから、そのヤーコンの規格と  
いうものがあるでしょう、恐らく。そこら辺りの規格等。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

そのヤーコンの単価は、基本的には、当初は1キロ当たり200円というような買取り予定とい  
うふうにしてございました。今回の買取りにつきましては、主にくずと申しますか、そういった  
ものを含めて、全て買取りというようなことになっております。

規格は、主に道の駅や産直施設に売られていますのは、ある程度、形のいい大きなものです。  
それ以外の例えば、ニンジンのような細いものは、くずというような扱いになります。そういっ  
たくず的なものについては、肥料に使えるのではないかと申すことで、そちらのほうも今実験さ  
れているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

それでは、お聞きをしますが、昨年度作ったヤーコンは、どのように使用した、利用した、ど  
っちでもいいのだけれども。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

昨年度の生産されたヤーコンにつきましては、ビールですとか、エタノールの実験とか、それ  
から、飲食店などに6次産業化のアイデアを出していただくということで配ったり、物のいいも  
のにつきましては、道の駅でも販売したというところでございます。

ただし、昨年度生産されたものにつきましては、半分以上がくずというような状況でございま  
して、そちらについては、その肥料の作成に向けて使っていくというようなことになっておりま  
す。若干物のいいものもまだ残っているわけですが、そちらにつきましては、飽和塩水、  
食塩水に漬け込むことによって、1年程度は保存できるということでございますので、残ってい  
るものについては、そうやって保存していく状況でございます。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

そうすると、いいものは販売したり、使用したと。残っているのはくずだと。くずはいいのだ

けれども、そのくずも買取りをしたのでしょうか。それはどうするのですか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

そういったくずの部分につきましても、細かく粉砕して肥料として使えるように、今後、実験を含めながら、そちらのほうに活用していくというようなこととなっております。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

どのように保管していますか、それでは。この寒空の中で、腐っていませんか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

収穫してから3か月、4か月たちますので、だんだん腐ってきているというふうな状況でございます。ただ、粉砕して、肥料に使える部分になる実験をするには、それほど影響はないのかなというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

私、正直、現場見ました。腐っています、黒くなって。それを粉砕するのですか。乾燥させて。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

いずれ粉砕して、細かく切って、肥料として使う予定というふうになっております。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

段ボールに入ったもの、ビニール製の袋に入ったもの、山盛りあります。買取りしたのは多分6トンだと思いますが、その6トンを恐らくそのままあるのではないかと思いますが、何ぼも使っていません、あれは。

それと、芋は芋なのだけれども、小指ぐらいのものが多いです。土まで買ったのですね。掘るとすぐだから。私はそういうやり方というのは、行政のやることではないと思っておりますが、どうですか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

まず、大分残っているというところでございますけれども、一部物のいいものについては、これから塩漬けにしていくというような話になっております。それから、くずと言われるものに土までついていてというような話ですけれども、買取りする際は、農家の方にはできるだけその土は下ろして出してくださいというお願いをしているところでございますけれども、実際、その買取りをする際に、新井隊員と当課の職員で見ながら買取りをしているというようなどころでございます。若干、土がついていたところはあるかと思えますけれども、その分についても含めて買取りをさせていただいたというようなどころでございます。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

買取りしたのは、キロ幾らでしたか。キロ当たりの買取り価格。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

1キロ当たり150円という価格で、新井隊員が買取りをしております。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

150円でも何ぼでもいいのだけれども、6トン掛ける150円は幾らになりますか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

実際購入したのが4.5トンでございまして、70万円ぐらいかというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

聞くところによると、最初の生産者にお話しした価格は250円だったと。実際買うときになったら、150円だったと。だまされたと言っている人もいるやに聞いています。

それで、今年もどのくらいで買うか分かりませんが、私が先ほど規格というものを聞いたのは、昨年のように、土だろうが小さかろうが何だろうがかんだろうがみんな買うと、そういう方式は私はないと思います。買うということは商品を買うのですから、土を買うのではないのですから。

そういうずさんなやり方、やめたほうがいいです。きちっとして、誰が見ても恥ずかしくないのだということと、それから、先ほど残っているのをどうするのだと言ったらば、乾燥して肥料にする。どこで乾燥するのですか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

大変申し訳ございません。そういった、どこで乾燥するといったようなところまでは、お聞き取りはしておりませんでした。

それから、その差額、当初が216円で、実際は150円というような金額になりましたけれども、この金額を設定する際につきましては、生産者の皆様方に集まってお聞き取りをしまして、そして、新井隊長からいろいろ事情を説明いたしまして、それで、皆さん納得していただいた価格が150円になったというふうに理解をしております。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

単価にこだわるわけではないのだけれども、いずれにしても、管理もしない、何もしないで、段ボールに入れたり、袋に入れたりして腐らすという、そのやり方が私気に食わないのです。そこら辺りはきちっと、何回も言いますが、行政としてのやり方ではない、そう思います。

いずれ片付けるだろうけれども、役場のダンプにでも積みばただだと思っただけで、いずれにしても金がかかります、あれは。貯蔵施設を貸した方が、雪が吹き込んだりしていけないだろうとシートもかけた。買うときは買って置いていたけれども、後は何もしていないという話をしています。

いずれいつまでもこんなこと話しても始まりませんからやめますが、考え方として、そういう事業をやる場合においてはきちっと関与して、新井さんだけに任せるのではなくて、新井さんだっていつまでもいる人でもないし、多分この人にならないと思うが、そういう人に任せきりで構わないでおくからこんなことになるのです。私はこんなこといつまでも言いたくないのだけれども、やっぱり言うべきところは言わなきゃ、あと誰も言いませんから。おとなしいですから。私だけ憎まれ役買って出ます。

いずれそんなことで、今回もるる質問をさせていただきました。

最後になりますが、いずれ本町の人口問題にあつては、高齢世帯も非常に多い。65歳以上の、いわゆる老夫婦の家庭が295世帯あります。それから、65歳以上の単独世帯が279世帯あるそうです。これから団塊の世代ということに入りますが、どんどん人口減少に拍車をかけるというような時代が来てしまったということ懸念をしながら、質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで千葉勝男議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

---

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時34分

---

議長（高橋拓生君）

再開します。

通告3番、大友仁子議員、登壇、質問願います。

1番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

通告3番、公明党、大友仁子でございます。

それでは、2点につきまして、質問させていただきます。

初めの1点目、町の活性化に向けての取り組みについて。

大都市への人口集中を是正してバランスの取れた多極分散型システムへの移行が重要と考えます。地方創生関係交付金の活用で、企業誘致をすることで、地域を活性化していくチャンスと考えます。

そこで、1つ目、地方創生、地域活性化のためには、大手企業の誘致が大きな効果が出ると考えますが、町としてその取り組みをしているのか伺います。

2つ目、企業が移転するのに相応しい土地などについて町はどのように考えているのか伺います。

3つ目、これまでに、企業などからの問合せなどの実績はあったのか伺います。

4つ目、我が町が誘致した業界は何と考えられるのか伺います。

2点目、タブレットを活用した子どもたちの相談窓口の設置について伺います。

1つ目、不登校、いじめ問題は、どのようにして解決しているのか伺います。

2つ目、小学生、中学生1人1台タブレット端末を配布しておりますが、山形県酒田市の取り組みのような「なやみ相談SOS」の運用を取り入れる考えはないか伺います。

以上、質問、ご答弁よろしく申し上げます。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

大友仁子議員からのご質問にお答えをいたします。

町の活性化に向けての取り組みについてのご質問がありました。

初めに、大手企業の誘致の取り組みについてですが、企業誘致につきましては、日頃からの企業情報の収集や企業に寄り添った対応が非常に重要でありますので、町では、現在、岩手県や県内市町村等で構成する岩手県企業誘致推進委員会に参画し、構成団体と連携しながら、東京や愛知、大阪で毎年開催されている企業ネットワークに参加し、現地の企業の皆様と情報交換しながら、当町のPR活動を行っております。

このネットワークを通じて幅広い企業の経営者の皆様との情報交換を重ねるとともに、最新の企業ニーズや企業進出における課題や悩みの把握に努めることで、企業から相談いただいた際には、よりよい提案ができるよう体制を整えているところであります。

また、岩手県や県内市町村とともに、地域再生法に基づく「希望郷いわて本社機能移転・拡充促進プロジェクト」として、東京23区から本社機能を移転する場合の支援措置に取り組んでおり、

企業ネットワーク等を通じて周知しているところであります。

次に、企業が移転するのに相応しい土地についてですが、現在、町の工業団地には空きがない状況となっておりますので、今後、企業を誘致するに当たっては、ある程度の広さの土地が求められる状況を踏まえ、新たに工業団地を整備する必要があると考えておりますので、平泉字大平地区の土取り跡地を中心に課題を整理しながら検討を進めているところであります。

次に、企業からの問合せ実績についてですが、企業からの工業団地の照会や問合せにつきましては、まずは県に問合せがあり、それを受けて県から市町村に照会されることがほとんどとなっております。これまで町にも県を通じて様々な問合せがあったところでありますが、先ほど申し上げましたとおり、工業団地が完売している状況でありますので、企業の意向には添えない状況でありました。また、小売業等の企業から直接問合せがある場合もありますが、その際は、初めに企業へのヒアリングを行い、企業ニーズを把握した上で、町の補助制度や市有地を紹介するなど、今後の進出判断としていただけるよう、企業に寄り添いながら対応しているところであります。

次に、町が誘致したい業界についてですが、本町は金ヶ崎町や北上市と宮城県大衡村や大和町との中間に位置している地域の特性を踏まえ、やはり自動車や半導体関連を中心とした企業を誘致したいと考えておりますが、特にも岩手県と町の補助制度を活用できる製造業及びソフトウェア業の誘致を進めたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

大友仁子議員からのご質問にお答えいたします。

タブレットを活用した子どもたち相談窓口の設置についてのご質問がありました。

初めに、不登校・いじめ問題を解決するための対応についてですが、当町では、不登校・いじめ問題に対して一人一人の子どもに寄り添い、子どもや保護者のニーズを確認しながら丁寧に対応することが解決につながると考え、各校においてチームで組織的に対応を行っているところであります。

不登校について、令和5年度には、1月末現在で小学校児童4名、中学校生徒16名となっており、昨年度と比較して数としては減少しているものの、中学校生徒においては全校生徒の9%と高い割合になっており、重点的に解決するべき課題として取り組んでいるところであります。

平泉町中学校では、毎週、校長・副校長・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・特別支援コーディネーターによる支援会議を行い、問題を抱える生徒について状況を確認し、対策を検討し、支援に当たっております。また、教育相談員、適応支援相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図りながら、生徒一人一人に対する支援を行っております。生徒一人一人が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指し、対応に当たっております。

いじめ問題について、平泉小学校では、子ども一人一人と教育相談を行う時間を設定し、いじめ等の困り事がないかどうかを確認したり、保護者への「いじめ」に関するアンケートを実施し、早期発見早期解決に努めたりしております。

長島小学校では、いじめ防止のための取り組みとして、「ハッピーマイルール」という活動を行っております。これはいじめの定義やいじめが起こったときの対応の仕方などについて、児童に分かりやすい言葉で示すとともに、いじめ防止のために自分たちにできることを考える活動です。

次に、タブレット端末を活用した相談窓口の運用の考えについてですが、近年、児童生徒を取り巻く環境は複雑化、多様化しており、学校生活や家庭生活における悩みや困難を抱える児童生徒の増加が懸念されます。各学校では、常に児童生徒の様子に気を配り、変化に気づけるよう意識しております。また、教職員と個別に相談できる機会や学校生活におけるアンケートの実施、保健室や別室の活用、複数の相談窓口の紹介など、子どもたちが気軽に相談できる環境の整備などに取り組んでおります。

しかし、児童生徒は悩みや困難を一人で抱え込み、解決策を見いだせずに悩んでいたり、学校や家庭での相談が難しいと感じたりしている児童生徒にとって、気軽に相談できる窓口の必要性も高まるものと考えられます。

山形県酒田市で運用されている「なやみ相談SOS」のようなタブレット端末を活用した取り組みの相談窓口は、児童生徒にとって時間や場所を問わずに相談できるという利点があると考えられます。当町では、引き続き通信機器による相談体制を含めた安心して相談できる体制の充実を図ってまいります。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

それでは、1番目から再質問させていただきます。

答弁いただきました最新の企業ニーズや、企業進出における課題や悩みの把握に努めることで、企業から相談いただいておりますと答弁いただきましたが、具体的にこの相談というのはどのようなことでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

町長の答弁の中で「具体的な相談をいただいた際には」というふうに答弁をしていると思います。実際にいただいているということではなくて、問合せをいただいた際には、そういう相談に乗る体制が、全県的に体制が整備をされているということでございます。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

分かりました。

先ほど来、人口減少がすごい問題になっていますが、これも全部人口減少対策だと思うのです。人口や経済の首都圏一極集中、そしてそれに伴う地方の人口減少を是正する目的で、地方都市の活力向上や地域活性化を目指す取り組みが地方創生です。そして、また、企業誘致とは、地方創生の一つの軸として各自治体が注力する施策であります。そして、2020年以降では、新型コロナウイルス感染拡大に関連した企業誘致の在り方も模索されております。

東京以外でリモートワークできるワーカーが増えたことで、移住者誘致の施策に注力されております。東京の密を回避するための潮流の中で、テレワーク、地方移住、ワーケーションといったニューノーマルな働き方がコロナ禍で実に速いスピードで浸透してきております。

そして、企業誘致とは、地域経済の活性化を目指す取り組みの一つであります。本社や事業所、工場などを地方に誘致して、都心に一極集中している経済を地方に分散させることであります。そして、雇用の拡大、税収の確保、自治体によって企業誘致には様々なメリットがあり、人口動態にも好影響を及ぼすと考えますが、いかがお考えでしょうか、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

地方創生という言葉が出て久しくなるわけですが、今、議員ご指摘をいただいたとおり、国において、やはり首都圏一極集中を是正していくという、日本全国どこにいても同じような暮らしができる、そういったことも見据えての取り組みだったというふうに思っております。

そういった意味では、今お話しのありましたとおり、移住者あるいはテレワーク、そしてワーケーションの取り組みに対しての交付金なども準備をされておまして、当町においては、令和2年度において、この交付金を活用をいたしまして、高田前工業団地に長島製作所さんを誘致をいたしまして、この交付金において補助金を交付し、そして工場の中に全国からプログラミング人材の育成のための研修室を設けていただいて、そして今スパルタキャンプに取り組んでいるという状況でございます。

確かに、企業を呼んできて、そこに雇用を生むということもございますが、このスパルタキャンプにおいては起業していくと、そして地元で会社をつくって、そこに雇用を生んでいくというふうな地方創生のまさに理念に沿った形で今進めているということでございますので、大手の企業を呼ぶということと併せて、地域から仕事をつくっていくというものにも、今併せて取り組んでいるところになってございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

今、答弁いただきましたが、理論はそうだと思うのですが、実際にどうでしょうか、問合せとかはありますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

答弁の中でも町長が申しあげました首都圏からの移転の際の本社機能の移転については、当町町には問合せはございません。それから、ワーケーション、テレワークを活用しての企業の例えば事業所を設けるとか、そういった問合せも現状としてはない状況でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

県からもないですか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

県を通して照会が来ることは多くあります。例えばIT関係のテレワーク等が活用できますので、岩手県内にも事業所を置くという事業者の方々の問合せはあり、様々条件を提示されます。空き物件とか空きビルとか空き事務所とかというふうな問合せが非常に多いわけですが、当町には該当する物件がないということで、これまでには、その要望に応えられるような物件は用意できないというふうな状況でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

町の工業団地の空きがないということなのですが、スマートインターチェンジの駐車場の利用はどうでしょうか、利用しての誘致は。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

スマートインターチェンジの駐車場1,100台の駐車場の活用ということでございますが、これについては道路区域ということで設置をされまして、スマートインターチェンジを造る際のある意味条件ということでございます。道路関係、公安関係の条件でございましたので、さらに起債、補助金等で設置をした施設でございますから、ここを転用するということは現状ではできない状況になっております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

企業はできない。それで、町長の施政方針にもありますが、スマートインターチェンジ周辺の土地利用につきましては、開発の主体となる民間事業者と引き続き協議を進め、商業施設や遊具

を備えた公園の整備も含めた開発計画を具体的に進めてまいりますとあるのですが、この辺はどうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

大変失礼をいたしました、駐車場そのものの活用と勘違いをしたものでございました。

周辺の土地の利用につきましては、駐車場の南側のスペース、今現状、田んぼになっておりますが、ここを今開発事業者の方々と協議をして計画づくりに入っているところでございます。まだお示しできる段階ではございませんが、着実に計画づくりを進めております。向かいに1,100台の駐車場がございますが、現状、1,100台活用されるということがない状況でございますので、ここをやはりせっかく造った町の施設として有効に活用するには、あそこの近辺に商業施設あるいは親子連れが遊ぶ公園とかそういったものがあって、駐車場もしっかり活用できて、人が集まる拠点にしたいというふうに思っております。企業といいますか、工場等になりますと、駐車場を使うということがなかなかないと思いますので、そういった意味では、スマートインターチェンジ駐車場も有効に活用できる形での周辺開発、公営等も含めた商業施設等の誘致、計画づくりを今進めているというところでございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

ぜひ進めていただきたいと思います。

例えばなのですが、2020年1月、自動車メーカー大手のトヨタが静岡県裾野市に実験都市を建設すると発表しました。これは閉鎖されたトヨタ東富士工場跡地に構想されている未来都市で、あらゆるものがネットワークでつながる都市としてインフラ整備から進められる大計画でありました。そして、将来的には、およそ2,000人の住民が暮らす町になることが計画されておりました。このようにやっぱり企業が地方に進出することで地域の活性化が期待されます、十分ご承知だと思うのですが。

また、企業や事業者が地方都市に進出することで地元の雇用機会が拡大します。Uターン、Iターン、就職で市外の人材を呼び込みやすくなります。また、パートやアルバイトといった形態の雇用創出にもつながります。若い人材だけでなく、中高年や高齢者の雇用促進にも有効であると考えます。その辺どうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

議員ご指摘のとおりだというふうに私も考えております。若者が定住あるいはUターンする際にも、では、どこで働くかというのは、これは一番大きな、住まいと働き場というものについては非常に大きな問題だと思いますので、まさに私もそのように考えてございます。

企業が来ることで当然雇用、あるいは地域が活性化ということですが、先ほどのスマートインター周辺についても工業団地ではないにしても、商業施設等ができますと、かなりの雇用生まれるというふうに予想しておりますので、そこで正社員あるいはパートというふうな先ほどお話のあったものを、雇用を生み出していくようなことも併せて考えているところでございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

同じような感じなのですが、また新たな需要が生まれるということで、地域に企業や事業者が進出することによって新たな需要が生まれます。例えば、地元の運送業者、原材料業者、広告業者などへの発注需要や近隣飲食店でのランチタイム、ディナータイムの利用需要などです。また、オフィスや工場の建設によって建設業者や機械製造業者への新規受注が発注し、関連業者の売上げ増加に貢献することも考えられると思います。

このような誘致をすることで、地方創生の起業の支援事業として国の施策ありますけれども、地域の課題に取り組む社会性、事業性、必要性の観点を持った起業、社会的起業等をする者に支援金を支給しております。これは起業支援金最大200万円、また東京圏から地方へ移住して社会的事業を起業した場合には、移住支援者と起業支援金を合わせて支給可能、最大300万円という事業がありますが、この辺、周知はどうなっていますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

企業誘致の担当としての周知としては、その分は行ってはおりませんが、高田前工業団地に長島製作所さんにおいていただいた際には、この交付金を活用したのと併せて、今お話しのありましたような、地域経済牽引事業ということで、経産省からの指定を受けて、今のような交付金を独自に受けているというお話は聞いております。そういう先進の取り組みをされている企業については、そういう情報は入っているのではないかというふうに思って、内容については、詳しくここでは把握はしてございませんが、企業誘致の際に、そういった活用もできるというふうな情報も併せて周知をすれば効果的になるものもあるかというふうに思いますので、調べさせていただいて、呼び込むだけではなくて、そういったものを活用して平泉町にどうですかというふうな呼びかけを少し検討してまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

人口減少ですね。若者も都会に行っちゃうので、なかなか若者がいないという現状があります。なので、その取り組みをぜひやっていただきたいと思います。

それでは、タブレットを活用した子どもたちへの相談窓口設置の質問に移ります。

初めに、不登校といじめ問題ですが、答弁にありました中学生の生徒において全校生徒の9%

と高い割合に不登校児はいるということで、約1割近い人数になっておりますが、これはびっくりしましたが、この方々はエピカのカラフルの授業とかはなさっていますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

不登校児童生徒については、やっぱり平泉町に限らず、全国的にこのコロナ禍の中でかなり高くなっているという傾向がございます。

不登校というのは定義がありまして、年間30日以上学校を欠席した児童生徒について不登校というふうな定義を設けておりますが、中には、ぎりぎり30日になったという子もいれば、ほとんど学校に行けていないという児童生徒もいますので、一概にその1割が全部学校に行けていないかという、そういうことでもございませんので、これは誤解のないようにしていただきたいなというふうに思います。

そんな中で、全く学校に行けていないというのが3、4名おります。その子どもについて、やはりできれば教育相談をしっかり充実させてカラフル、適応支援教室のほうにつなげたいなと考えて動いているところでございますが、あと今のところ週2回、適応支援教室は実施されているわけですが、定期的に通える児童生徒はおりません。ただ、このカラフルは教育相談体制も整えておりますので、カラフルの担当者と保護者とが教育相談をしっかり実施して、あとは担当者と児童生徒がその信頼関係を深められるような手だてを今講じている最中でございますので、今年度始まったばかりですので、これはつなげていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

カラフルは、まだ利用実績はないのですか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

適応支援教室カラフルにつきましては、今年度、令和5年4月から開設というようなところでございます。

先ほど教育長申したとおり、様々な理由によりまして、学校に登校できなくなった児童生徒に対する支援というような形で取り組んでいるところでございます。

それで、現在、このカラフルにつきましては、2名の方から通所申込みはあったところではございますが、現在のところ、定期的に通所しているというような状況ではございません。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

その方々というか、不登校の方々はいつ行ってもソーシャルワーカーさんがいらっしゃるのですか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

適応支援教室カラフルにつきましては、あくまでもその保護者と児童生徒の了解の上ということで、通所の申込みをいただいてからというような形になります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

では、質問を変えます。

全国の小中学校で不登校の児童生徒が急増し、約30万人となる中、文部科学省は令和5年3月31日に誰一人残されない学びの保障を社会全体で実現していくとのCOCOLOプランを発表しました。これはご存じだったでしょうか。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

存じております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

不登校の子どもを支援していく上で、その保護者を支援していくことは重要であり、不登校の子どもの保護者の会は非常に重要な役割を果たしております。しかし、現状では、行政からの支援はなく、意欲あふれる保護者が自主的に設置しているため、保護者の会の設置は、地域によっては状況が様々であります。そして、そういった状況を受けて、今回のCOCOLOプランでは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーさんが関係機関と連携して保護者を支援すると明記されました。

そこで、我が町においても、教育委員会が不登校の子どもの保護者であれば、誰でも自由に参加できる保護者の会を設立はしておりますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

保護者の会というようなことですが、スクールカウンセラーの設置につきましては、県のほうから派遣されておまして、平泉中学校では1週、平泉小学校では隔週、長島小学校におきまし

ては、状況に応じてというようなことで配置となってございます。

それで、先ほども質問にございましたとおり、保護者の会というようなものは、当町におきましては、設置してはございませんが、先ほどの適応支援教室カラフルにおきまして、教育相談員を配置いたしまして、教育相談員におかれまして、学校と家庭等々で相談活動を行いながら、不登校に関する支援を今現在取り組んでいるという状況でございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

今後、その保護者の会を設立する予定はありますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

保護者の会設立が先にあるのではなく、あくまでも保護者の悩みをしっかりと聞ける体制を教育委員会として取る中で、保護者との横のつながりも大切だというような気運が高まった場合に、やはり保護者と一緒に話し合いながら、保護者の会の設立ができるのではないかなと思いますので、一番先に保護者の会を設立しますということを教育委員会から高らかに宣言するということにはならないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

そういう悩みを持った保護者の人たちの共通する悩みの認識も必要かなと思います。

そして、教室に行きづらくなった児童生徒が学校内で落ち着いて学習できる環境、スペシャルサポートルームと言うみたいですけれども、というのは本町の小中学校でありますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

スペシャルサポートルームという名称ではありませんが、平泉町内の小中学校全ての学校において、その子の特性に応じた場所をしっかりと確保しております。しかも中学校におきましては、その季節によってとか、学期によって場所を変えたりとか、そのときによってすごく落ち着いて学習ができる場所とか、あるいは若干の人数でもやっていける場所というように、臨機応変に場所を考えて設置しております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

昔は保健室登校とかと言ったのですが、何人ぐらいいるのでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

いわゆる別室登校というようなことになろうかと思いますが、別室登校されている児童生徒の数につきましては、現在、把握している人数につきましては、小学校で4名、中学校で7名というような状況になっております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

分かりました。

そして、中学生が少し多いのですが、中学生となれば高校受験が控えております。そして、その不登校の生徒さんの高校進学を支援するために、自宅とか、例えばオンラインで授業を受けている児童さんとか、あとそのスペシャルサポートルームで受けている生徒さん、そして教育支援センター、これからはカラフルなのですけれども、そういう人たちへの成績はどのようになっていますでしょうか。

そういう方々への成績を高校受験のときに反映しなきゃいけないわけですが、そういう成績はどのようになっていますでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

不登校生徒で今後進路に関わる例えば中学校3年生の生徒については、それをもって、それだけで不利にならないように、担任を中心にしてしっかりと進路の情報提供をまずしているということをご理解いただきたいと思います。特に、平泉中学校は本当に丁寧に、そういう生徒に情報提供をしっかりとしております。それから、進路の情報についても今は通信教育とか、いろんな進路がございますので、それにつきましても漏れなく情報提供をしているということが1つ。

それから、学習成績につきましては、今いろんな高校において不登校生徒に対するフォローを行っている高校がたくさんいますので、実態について、まず今こういう実態だということと、学習については、ここまでは一斉指導の中で頑張れたと。テストは、このテストは頑張れたというのは隠すことなく、しっかりとその個人個人の特性を学校のほうに情報提供しながら、不利にならないような形で進路を進めていくということを進めております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

## 1 番（大友仁子君）

不登校にはいろいろな要因があって、なっているのかなと思います。そして、また、その理由の一つの大きな要因としていじめとかあると思います。

長島小学校では、ハッピーマイルールというのがあると伺いましたが、これすばらしいと思います。

たまたまテレビでやっていたのですが、大阪市でピンクのシャツを着ていた男の子がいじめに遭って、そしてそれを基に小学校でピンクシャツデーと銘打って、毎週水曜日に校内に生徒が立っていじめをなくそうと、呼びかけをしているということも伺いました。

いじめもここからここまでがいじめというものもないので、その人の認識もありますので、ただ、いじめを受ける側は、本当にそれが傷ついて、不登校になる原因にもなりますので、何とかいじめもなくしていただきたいと思います。

そして、学校の規則というか、校則と不登校の関係について新聞に載っていましたので、紹介します。

「女性が通っていた関東地方の公立中学校では、スニーカーや靴下の色、柄などが指定され、服装に関する細やかな規則があったそうです。そして、女性は、これらの規則に息苦しさを感じていました。特に、服装に対しては、間違わずに着なければという強迫観念となり、毎日緊張していました。生徒同士が監視し合う関係性もありました。服装の乱れや髪留めなどについて同級生から指摘されたり、すぐに先生へ報告されたりする空気がありました。部活でも上下関係が厳しく身につけるものの種類が少し違ったことで強く注意されることもあります。冬に半ズボンと薄着で体育の授業を受けなければならず、冷え性に生理痛が重なって体調が悪化、教師に訴えても取り合ってもらえず、なぜそこまでしてルールを守らなくてはいけないのかと不信感が募ったそうです。そして、2年生の3学期に友人は無視されるといったトラブルを機に、朝になると腹痛がひどくなり、不登校に至りました。校則の厳しさ、生徒同士の関係、体調への配慮不足など、彼女が2年間耐え続けた苦しみは、さぞ大きかったことでしょう」とありました。

文部科学省の2021年度の調査によると、不登校の小中学校は前年度から4万8,000人増加し、約24万5,000人で過去最高となりました。校則を含む学校の決まりなどをめぐる問題を主な理由にした不登校の中学生は1,184人でした。私たちが不登校の子どもを対象にした聞き取りでは、実際の校則が原因の不登校は、文部科学省よりもっと多いのではという感触がありましたということで、校則が原因での不登校はありますか。

## 議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

## 教育長（吉野新平君）

端的に申し上げますと、私がここに来て3年目に入りますが、校則による問題は、中学校からは聞こえてきませんし、実際に担任の先生、中学校の校長先生からもそのような話題がなかったです。実際に不登校になったときの原因ではなくて、誘因ですね、きっかけ。きっかけは何かというのをある程度調べることができるのですけれども、その中で校則という項目に当てはまって

いる生徒は、私自身、把握してはおりません。それは、イコール、では校則が全て全く問題ないかということではないですけれども、その関連性でお話ししますと、そうでございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

分かりました。

2点目の質問ですが、山形県酒田市は、昨年7月から市内の全児童生徒に配布されているタブレット端末を活用した「なやみ相談SOS」を開設し、子どもたちの学校や家庭のなどの悩みを受け止めています。そして、市教育委員会の担当者がグーグルのフォーム、クラスルームの機能を組み合わせて運用しています。開設や運用の費用は無料です。

具体的には、端末の画面上の「なやみ相談SOS」のアイコンをタップして、自分のこと、友達・クラスメートのこと、学校・先生のこと、家族のことなどを選択して、詳しい悩みを入力します。送信は24時間可能、送信されたグーグルのIDから学校名や名前が分かるため、記入なしでも相談を把握できるそうです。そして、送信された相談は、市同士、教育相談室が受信して、相談員と児童生徒の1対1のクラスルームが設定され、メッセージのやり取りをしながら悩みに対応する。児童生徒の同意があれば、保護者に情報を伝えたり、スクールカウンセラーなど専門家につないでいると。そして、また、虐待の可能性が疑われるときは、市のこども未来課と連携するという内容ですが、この取り組みはすばらしいと思います。それぞれの悩みがあって、このSOSに悩みを打ち込めばすぐ悩みに答えてくれるということです。そして、また、今ネグレクトも大幅に増えているということがあります。このような取り組みはどうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

とてもすばらしい取り組みだなというふうに思っております。せっかく一人一人に端末が配布されているのだから、それを有効に活用したらいいのではないかとことから始まっているのだと思います。

それで、平泉町の実態をお話ししますと、平泉町も一人一人に端末が配られ、それぞれ通信機能を有しています。ですので、技術的には可能だと思いますが、実は平泉町の子どもたち一人一人に配られているタブレットの中にロイロノートというアプリケーションが入っております。このアプリケーションはどのようなアプリケーションかというと、学習の中でもメモして、それを先生に直接メールで送信して、先生に採点してもらって、また戻ってくるというような通信機能が含まれておりますので、この機能を使いまして、悩みだけではなくて、今日の日記とか考えていることとか、あるいは先生に質問したいこととかを気軽にその機能を使ってやり取り、今している学校もでございます。ですから、いきなり飛躍してそういう相談、SOSもいいのですけれども、もちろんいいのですよ、だけれども、今ある機能を有効的に活用できれば、それはすばらしいなというふうに思います。

一つだけ、その酒田市は教育相談というか、市の教育委員会に行くのですよね。ではなく、平泉町では、やはりまず学校と教員との信頼関係をしっかり築かせてあげたいなと思いますので、そのロイロノートを使いまして、日常的なやり取りを交換して、その中でぼろっと悩みを話してくれば、それから糸口が見つかるのかなというふうにも考えておりますが、このSOSを否定するものではなくて、いろいろ検証しながら、教育委員会でも情報収集していきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

ぜひ検討していただければと思います。

それでは、以上で終わります。

議長（高橋拓生君）

これで大友仁子議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 4時22分

再開 午後 4時30分

---

議長（高橋拓生君）

再開します。

通告、4番、高橋伸二議員、登壇、質問願います。

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

2期目の最後の質問になりますが、8年間で一番短い質問時間にしたいというふうに思っております。

さて、日本は災害大国というふうに言われる国であります。中でも、地震災害が世界的にも全世界で発生している地震発生率の2割を占めると、このように言われているわけでありまして。防災を考える上では、地震でどんな危険やどんなトラブルが起こるのか、予測するところから始めると分かりやすいと、このように言われております。

今から44年前に「地震列島」というパニック映画が上映されたことをご存じの方は、数人しかこの中にはおらないだろうというふうに思いますが、この44年の間に日本国内で発生した震度5以上の地震は106回、そのうち東北地方を震源とした地震は37回、中でも岩手と宮城の震度5以上の揺れは22回という記録があります。とりわけ、記録といえば、世界ギネス記録があるわけですが、世界中で発生した地震のガル指数でギネスに登録されたのがお隣、一関で発生をした岩手・宮城内陸地震が世界記録として登録をされていることはご案内のとおりだというふうに思います。

さて、政府の地震調査委員会は、毎年1月1日に起こり得る地震の規模などを予測し、発生確率を公表しています。今年も1月17日、マスコミに発表されました。その中で、地震調査委員会は、マグニチュード7.4前後を想定する宮城沖地震の30年以内の発生確率を90%というふうに想定をしたということが報道されているわけであります。

この発表を受けて、岩手県の防災課は、市町村と連携を図り、ハード、ソフト両面での対策を講じると、このようなコメントを発表したことがマスコミ報道されました。私たちは生きている限り、この地震列島の上に住み続けなければなりません。地震の多い日本列島の環境と折り合っただう暮らしていくのか、知恵を絞って地道な対策を着実に実行するしか求められる道はないのだというふうに思います。

このような現状から、私の質問は、今、町が見直しを進めております地域防災計画を補完する、新たな防災対策の取り組みとして2つ伺うものであります。

1つは、過去の阪神・淡路大震災、東日本大震災での火災と能登半島大地震で発生した輪島市大火災に共通する教訓と課題についてであります。

2つ目は、これらの大地震に起因する火災の教訓と課題を踏まえた、本町の地域防災計画を補完をする新たな防災対策について質問するものであります。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

高橋伸二議員からのご質問にお答えをいたします。

地域防災計画を補完する、新たな防災対策の取り組みについてのご質問がありました。

初めに、過去の阪神淡路大震災及び東日本大震災での火災と能登半島大地震で発生した輪島市大規模火災に共通する教訓と課題のご質問についてであります。阪神淡路大震災における火災の発生については、地震後において285件の火災の発生、また東北地方太平洋沖地震では、286件の火災が発生したとされる調査報告があり、その原因の一つとされているものの中に「電気火災」が挙げられております。これは、災害発生時の停電により電気供給が停止した後、送電が再開された際に発火し、火災が発生するものであり、この2つの災害においても多くの割合を占める要因の一つに挙げられております。

能登半島地震においては、今なお復旧復興の途上であり、今後あらゆる専門家や研究者が火災発生の要因やメカニズムが解明されていくものと思いますが、伝統的な古い木造家屋が今なお多く残っていたことや、家屋が密集している地区だったとも言われ、地震発生直後の倒壊した家屋での火災には、消火活動に困難を極め、延焼を防ぐことが難しかったと予想されております。

当町においては、今後、東北・北海道地方を中心に日本海溝・千島海溝を起因とする大型地震の発生が予想されていることから、まずは家屋等の耐震について、いま一度再点検するとともに、震災発生時に火災を未然に防ぐための行動指針や、電気火災予防の知識啓発を行いながら、町民一人一人が大規模地震に備えた防災に取り組んでいくことが重要であると考えております。

次に、地震に起因する火災の教訓と課題を踏まえた、本町の地域防災計画を補完する新たな防災対策のご質問についてであります。今後発生が予想される巨大地震に備え、現在、改定作業を行っている地域防災計画では、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」を新たに定めており、建築物等の耐震化・不燃化や町民の安全な避難確保、ライフラインの二次災害軽減、後発地震に対する町民への注意喚起など、これまで全国各地で発生した巨大地震の教訓と課題を踏まえながら、地震防災対策の推進を図ることとしております。

特に地震発生後には、住宅密集地で火災が発生した場合の延焼防止や減災への備えについては、一関西消防署など関係機関と協議を行いながら、必要な対応を検討してまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

答弁をいただきました、実にシンプルな答弁でございまして、議論がしやすいわけでございます。

振り返ってみますと、東日本大震災では、救うことのできたはずの命が多く失われました。そして、防ぐことのできたはずの原発事故が発生をしました。その原因は、様々な要因があつて複雑でございますけれども、根底には、私たちが地震の本当のリスクを知らないところにあるのではないかというふうに私は思うのです。その知らないリスク、低いリスクの前に突然襲ったのが阪神淡路大震災であり、東日本大震災であり、熊本地震であり、能登地震であつたというふうに言えます。

今日の私の質問のポイントは、火災害に対する2つに絞って質問させていただきます。

まず1つは、町が策定している地域防災計画は、その計画の目的を次のように述べています。「町民の生命、身体、財産を災害から保護するため、防災の万全を期するものである」というふうに規定をしています。

ところが、防災計画を読みほどこいていきますと、第12節では、このように書いているのです。建築物等安全確保計画の基本方針で述べられているのですが、「平泉の歴史的建造物は文化的遺産であり、価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるために、文化財保護思想の普及を図り、防災施設の整備等を計画的に進め、火災等の災害から守ることは重要な課題である」と、このように述べているわけです。この中には、防災計画をつくった目的が欠落をしているのです。

そこで、伺いますが、地域防災計画の目的が町民の生命、財産を保護するというふうに規定しながら、住民の居住家屋や民間の建物の火災等からの保護についての対応が防災計画全体の中で一遍も書き込まれていないのはなぜですか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

ご質問の趣旨について、把握できない部分はございますが、今回の震災対策編というものを新

たに計画の中に盛り込みまして、「震災時における町民の生命の安全確保を図るため、市街地における建築物の耐震化、不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の整備を促進することにより、都市の防災化を図る」というふうな明記がございます。いずれ最初の、今のご指摘の表現については、この計画自体の目的ということで記載し、その後それぞれ町民の責務等も記載して列挙しております。それ以外につきましても、建築物等安全確保計画あるいは災害防災対策計画の中で、火災予防計画の中で具体的にその命を守るためというふうには記載はされていないものの、出火防止、または災害の延焼防止を図るため、町民に対して初期消火に必要な消火資機材あるいは火災警報器、消防用設備等の設置及びこれらの器具の取扱いについて、指導の徹底及び普及を図るというふうに明記をしております。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

私の聞き方が悪いのかどうか分かりませんが、防災計画の目的、地域防災計画をつくった目的があって、その目的を完遂するために、それぞれの節の中で、例えば先ほど言った建築物等安全確保計画だとか、あるいは今、課長が言われた19節にある火災予防計画というものが定められていくのですよ。ところが、大前提の目的としてうたっている住民の生命、身体、財産を災害から守るといふ文言は、この目的の箇所以外には一切出ていないということだ、分かるか。今、課長が話した建築物等安全確保計画の中で身体どうのこうのと言ったけれども、火災というのは泥棒より手が悪いのだから、一切の財産を一瞬にして奪っちゃうのです。今の課長の答弁、財産という言葉は抜けていたではないですか、それはそもそも書いていないからですよ。だから、その思想を変えてくださいと言っているの、いかがですか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

先ほど記載箇所を申し上げましたけれども、確かに町民の生命の安全確保を図るためというふうになっておりますので、財産という部分は抜けているというようなところだとは思いますが、その辺につきましても、ある程度軌道修正を図ることは可能かというふうに考えてございます。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

今、地域防災計画の見直しをして、しかもその見直しの中で町がプロパーに対して出した、ここをこういうふうにして直してくださいというようなものは明記されているわけですよ。ところが、この肝腎の目的の部分がどこにも明記されていない。

私、先ほど言いましたように、今日の質問のポイントは、火災害に対する2つの課題ですと言ったから、そこに絞って議論をしようと思うのですけれども、それでお伺いしますが、今の答弁、もうちょっと前向きにさせていただくとありがたいのですが、現在進められている防災計画の見直

しに当たって、建築物等安全確保計画の現在の基本方針及び対策事業の計画は、防災計画の目的を的確に反映させた内容になっていないから、地域防災計画の目的として記述している文言をこの建築物等安全確保計画の中のくだりに盛り込む必要があるのではないですか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

ご指摘の内容につきましても、今、計画自体をパブリックコメントを出していろいろご意見を伺っております。この計画につきましては、先ほど来出ております災害リスクを正確に評価して、それを地域の方に理解していただくということが重要ですので、今、議員ご指摘の内容につきましても、先ほど修正の余地もあるというお話をしましたけれども、今の段階では、被害を最小限に食い止めるために、建築物の不燃化の促進とか防災空間の確保、市街地の再開発等を推進するというのをうたい、防火、都市の防災化を図るというふうに規定はしてございます。これに対して様々なご意見をいただきながら、よりよい計画として、何よりもそれを十分に住民の方に理解いただいて、その意識であるとか、それが、防火、防災の行動につながる、有事の際の行動につながるような形で取り組みたいというふうに考えます。

議長（高橋拓生君）

本日の会議時間が予定より遅れておりますので、あらかじめ延長することをここにお伝えしておきます。

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

私、先ほど防災計画の第12節の建築物等安全確保計画の基本方針で述べられている内容をお話をしました。そこで述べられているのは、地域防災計画の目的としている町民の身体、生命、財産を守ることが一言も触れられていなくて、文化財のことしか書いていないではないですか。文化財を保護することが町民の生命、身体、財産を守ることより優先されるというのはいかがなものですか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

全体の計画の中に民間住宅であるとか一般住宅の部分にも触れておりますので、ここの部分について安全確保計画におきましても、例えば先ほどの火災予防計画の中にも、木造建築の密集地域とかによって、消防水利の状況により火災発生すれば拡大が予想される地域については、危険区域の火災防御計画を定めるという個別の計画も定めたりするようなこともございます。ですので、文化財を全面に出しているというような、そういう捉え方をされると非常に困りますが、全体の計画としては、この流れとしましては、必要な明記がなされているというふうに思っておりますけれども、ご指摘の内容を再度整理しながら、計画を調整といいますか、組立てについて見直す余地がございますと先ほど申し上げましたけれども、そういうような形で対応することにし

たいというふうに思います。

いずれ、建物等安全確保計画の中においては、建物の安全確保ということで、民間住宅の不燃化の促進であるとかといったようなことについても、具体的に記載しておりますが、先ほどの文言が不足しているという部分については、ぜひそういう文言を加えて、より分かりやすいものとしたというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

何かすごく議員から言われて指摘をされて地域防災計画を修正するというか補完するというのに抵抗感があるみたいには聞こえるのですが、私はそうではなくて、例えば地域防災計画の第12節の建築物等安全確保計画の基本方針で述べられているところの「平泉の歴史的建造物は文化遺産であり」というところの前段で、「防災計画の目的である町民の生命、身体、財産を災害から守ることとともに、平泉の歴史的建造物は文化的遺産であり、高い価値があるのだ」と、こういうふうにしただけでも防災計画をつくる目的がしっかり生かされるのではないですか。平泉独特の世界遺産も大事だけれども、しかし本来、ここに暮らす町民の生命、身体、財産、それを守りながら文化遺産を守るのだということで、何ら差し障りないと思いますが、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

そこは、今おっしゃられた内容についても、十分計画の中に分かりやすく盛り込むように調整を図りたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

2つ目に入ります。

私は物事を改善をしていく、是正をしていくときの大前提があるというふうに思うのです。それはどういうことかという、現状の分析評価をしっかり行わなければ、何が課題なのかということ把握できないということだと思っております。

つまり、現状の様々な規則や規制や条例や、そういうものによって住民生活にどのような影響を及ぼしてどのような弊害が生じているか、その分析をしなければ、一切の課題の解決につながる道はつくり出せないというふうに思うのです。特に、これから景観条例の見直しを町としても取り組むように仄聞しておりますけれども、やっぱりあの景観条例がどのように住民の日常生活の中に受忍の義務を超える住民への生活を余儀なくされているかと、ここがポイントになっていくと思うのですが、今日はそこを問題ではないので。

そのために私は質問したのは、さきの3つの地震で発生した大火災、そこに共通している教訓というのは何だったのかということ、これは町長が答弁でしっかり答えていただきました。阪神

淡路、そして東日本大震災は電気火災が原因というふうに言われていると。これは総務省消防庁が発表した数字を見ると、阪神淡路大震災、東日本大震災の原因が確定している火災のうち、60%から70%が電気火災による火災だと、このように言っているわけです。そして、あの輪島市の大火災について、消防庁は2月15日にマスコミ発表しましたね。このマスコミ発表では、屋内のテレビやエアコンといった電気製品や電気配線が地震で傷つきショートするなど、電気に起因した可能性がある、このように公表したわけでございます。

ところで、町の防災計画の第7節では、過去の災害の発生の状況から、将来次のような災害の発生が予想されるというふうにして、その3項目めに地震による家屋倒壊等の火災害が発生するのだと、こう想定をしています。このために、町は、先ほど課長がちょっと触れられましたね。防災計画、第12節で災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、予防に対する対策について定めると、このように明確に予防防災について述べているわけです。先ほど同僚議員の質問にも同じように予防についての話をされております。

そこで伺いますが、岩手県の防災課も、冒頭、私、紹介したように、宮城沖地震の30年以内の発生確率が90%に引き上げられたことに伴って、市町村と連携をしてハード面、ソフト面での対策を講じると述べました。現に県との間でこのような取り組みが進められているのでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

そこについては、具体的に協議を行っているということではなくて、県の計画に基づきまして、この計画の見直しが行われているということもございまして、今後具体的にこちらの定める内容と県が意図しているところの確認を行う必要があるというふうには考えておりますが、今のところ、協議等を行っている経緯はございません。今後必要に応じていろんな対応を足並みそろえて行い、有事に備えるというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

この地域防災計画の中で述べられている火災防止計画の記述に一貫して流れている精神は何かといいますと、事前予防という言葉を使いながらも出ている対策は、火災が発生した場合の対応についてしか述べられていないのです。それで、もう釈迦に説法といいますか、皆さんもご案内のとおりだと思うのですが、政府の地震調査委員会の委員長は東大名誉教授の平田先生と言われるようですが、この方がこのように言っています。「防災とは事前防災、つまり備えを徹底することで建物被害や死者をかなり減らせる。この減らせる数をさらにどこまで減らせるのが今後の重要な課題だ。災害への備えは十分か、いま一度点検が求められる」と、このように述べているわけです。

つまり、事前防災の備えを徹底すべきだというふうに強調をしているわけです。阪神淡路大震災、東日本大震災、能登の大震災で発生した火災の起因する原因が電気火災だというのが60%か

ら70%だと言われている中で、政府もこの電気火災を防止するために、揺れを感知して電気を遮断する感震ブレーカーが電気が復旧したときにも発生する通電火災の二次火災にも対応できるということから、その普及などに取り組んでいるわけです。このことはご存じだと思います。

そこで、お伺いします。

町として、事前防災対策として、この感震ブレーカー設置の普及と称揚に取り組む意思があるかどうか伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今の事前の備えということに関しましては、防災知識普及計画の中でも、特に先ほど申し上げた必要な設備等の設置あるいは耐火、耐震の建築、建て替える際のそういうような協力依頼といったものを普及啓発しておるところです。今回の電気火災に関しまして、今ご紹介のありました感震ブレーカーということに関しては、やはり地震後に電力を自動で遮断するというようなところで、こちらはハード面といいますか、人ではない自動制御といいますか、そういったことで重要な防災対策であるというふうに認識してございます。

したがって、この感震ブレーカーの普及についても、いろいろこの件に関しましては、実は先般の区長会議において区長からもその感震ブレーカーについて設置の補助等をしている自治体があるようだが、どのように考えているかというような照会がございました。実際、今般の震災の状況がございましたけれども、今後、平泉町内においてもいつそういう火災といいますか、地震が発生するかもしれないということは先ほど議員がご紹介されたとおりですが、そのようなことに備えるためにも、感震ブレーカーについての現状でどのくらい設置されているかといったようなこと、それからそれに対する支援といいますか、経済的負担を軽減するための措置といいますか、そういったことを併せて自主防災組織等にやり取りしながら、双方のコミュニケーションを取りながら、そういう普及啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

語尾がきちつと言われなくて、曖昧模糊とした答えだったわけですが、公表されているデータでは、2021年7月時点のものしかないのですが、全国で65の自治体がこの感震ブレーカーの設置に対する支援補助を行っているということです。東北地方ではどこの自治体もございません。ぜひ先駆けて行っていただきたいと思います。

先ほども言いましたように、火事は一瞬にしてやっぱり全ての財産を奪ってしまいます。特に、平泉町の歴史、文化、あるいは様々な建造物、そういったものは国民的財産だとまで言われているわけでありますから、そういう意味では、火災から町民の生命、財産と、そうした文化財を守ることへの投資は、平泉の未来への投資であると、このように私は考えます。

したがって、感震ブレーカーは決して高価なものではありません。千円札2枚から4枚で買え

るものであります。逡巡したり、ちゅうちょしたりすることなく、やはり機を逸しないようにして対応していただくことを最後に確認をいただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

淡路の震災もですし、熊本の地震でもありますし、東日本、そして今回の能登地震にあっても、またここ内陸地震もありました。先ほど議員が指摘あったように、この30年間で90%以上の確率で東北地方に来るであろうという、そういう予測もされているところでもあります。今回、この計画を見直すに当たっても、先ほど指摘されたように、高橋議員がこの計画にはこういうのが盛り込まれている、たったここにしかないのではないかと。まず、文化財も大事だけれども、住民をとるところがどこにも表れていないと。しかし、うちのほうの答弁では、いや、相対的に言えばこうだという総務課長からの答弁はありました。

しかし、問題なのは、今、議員もおっしゃったように、議員が見ていただいても、そして町民がその計画を見ても分かりやすい字句と分かりやすい方法で周知できる、そういうものを今回整備するというのが一番やっぱり肝腎なところだというふうに思っております。そういった意味では、パブリックコメントも今後やってまいりますけれども、そういった部分も周知しながら、計画をしっかりとある意味では絞り込みながら、どこがどう文言で示していけば本当の意味、町民全体が分かりやすい、そういう計画になるかというのが本当に大事なところだというふうに思いますので、さらに検討をさせていただきますし、さらに注視して、私どももさらに内容を付け加えながら進めさせていただきたいというふうに思います。

そして、あと、感震ブレーカーの件ですが、私も今回の能登沖の火災を目の当たりにしながら、この感震ブレーカーというのに大変、しゃれではございませんが、関心を持たせていただいているのの一人でもあります。具体的に先ほど総務課長も、この間、区長会の中でも発言があって、先ほど県の計画という答弁もさせていただきましたけれども、国や県でもこの感震ブレーカーは、こういった地震列島には欠かせないものだという認識がさらに高まるものと思います。県からというよりも、県に対しても早急にその支援行動を、また計画をしっかりと示していただくことも、逆に当町から、具体的に計画を練る中で、市町村の自治体の意見も当然出てまいりますので、しっかりとその辺は申しつけながら、相談しながら、そして対応を急いで取り組むことをさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

総括答弁をいただきましたので、これ以上質問をすることはありませんので、これで質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで高橋伸二議員の質問を終わります。

---

議 長（高橋拓生君）

本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は明日6日、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 5時12分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 高 橋 伸 二

同 佐 藤 孝 悟